

平成 2 1 年 第 4 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 開会

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 1 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 4 日

平成21年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成21年12月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 11番 | 福 与 三 郎 | 12番 | 川 口 福 三 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 穂 坂 英 勝 |
| 15番 | 伊 藤 文 雄 | 16番 | 望 月 広 喜 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

開会前に、11月19日開催されました教育委員会定例会におきまして、教育委員長に山田省吾氏が就任をいたしました。

本日は初めての議会ですので、紹介し、あいさつをお願いしたいと思います。

登壇願います。

山田教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

おはようございます。

ただいま、お話がありましたように、去る11月19日、定例委員会におきましては委員長に選任されました。大変、今日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、ごあいさつをさせていただきます。何せ、職務が非常に広範でありまして、非常にその責の重さを感じておるところであります。

少し教育に対する、私の考えを述べさせていただきます。

私が考えるのは、学校というのは活力がある学校でなければならないと。しかも、その中で児童生徒がいきいきと学ぶ、そういう学校づくり、これを目指したいと、このように考えております。

近年、教育に関する法令が多々改正され、また教育改革も急速に進んでおります。非常に教育にとっては厳しい時代ではないかと、このように感じておるところであります。特に法令等の改正がいくつもあるわけですが、その1つであります学校の教育計画に直接関わる新学習指導要領について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この学習指導要領では、特に算数、数学、理科等の教科の充実、また新たに小学校5、6年生に外国語、英語でございますが、導入されることになりました。これは、すでに後期へ入りまして、各学校で取り組んでいるわけでありまして、特に英語につきましては、これは外国人教師が主になるのではなくて担任が中心になると、こういうことですので、非常に厳しいものがあります。各校教師たちは、研究や研修を積み重ねて取り組んでおりますが、これもバックアップしていきたいと、こんなふうに思います。

なお、学習指導要領で一番目玉にしているのが、生きる力を育むというところにあります。それには3本の柱がありまして、1つはたしかな学力、それから2つ目は豊かな心、それから3つ目はすこやかな体を育むというところにあります。この1つ目のたしかな学力について話させていただきますが、学力というと、往々に知識・技能が考えられますが、現在は教育観が、学力観が大きく変わっておりまして、その基礎的な知識、それから技能を修得した上で、それを活用して課題をそれぞれが解決する。そういう能力が求められております。そのためには、

思考力とか判断力とか表現力、これが求められます。

そんなことで、それぞれ各学校の教師たちは取り組んでいるわけではありますが、学力という問題、非常に難しいものがありまして、学力とは何ぞやといった場合、今言ったようなことだけでいいのかどうか。これもそれぞれの教師が考えていかなければならない問題であろうと、こんなふうに思っております。

教育は古くから知育・徳育・体育、このようにいわれております。教育基本法にも人格の完成を目指すということが目的として挙げられておりますが、これにつきましても、各学校の学校要覧等を見ますと、必ず知育・徳育・体育、これを指導の重点に置いておりますが、なお一層、個々の児童生徒に人格の完成の基礎を築くようにと努力していかなければならない問題であろうと、このように思っております。

時間が長くなりますので、まだまだ話したいことはありますけども、省略させていただきます。

なお、学校の統廃合等につきまして、いろいろと進めているわけではありますが、前期計画、さらにこれからの先の問題等につきまして、審議会の答申を尊重しつつも、保護者やあるいは地域の皆さま、地域性等を考慮しながら対応していきたいと、このように思います。

社会教育につきましても、生涯学習、生涯スポーツ、あるいは芸術・文化の振興等ありますが、そういう面にも力を注いでいかなければならないと考えております。

何せ、非常に広範・多岐に職務があたりますので、できるだけ、自分の責務が果たせるように努力してまいりたいと思います。

そんなわけで、皆さん方のさらなるご指導・ご支援を賜りたいと、このように思います。よろしくどうぞ、お願いいたします。簡単であります、あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

教育委員長のあいさつが終わりました。

本日は、大変ご苦労さまです。

平成21年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

年の瀬もいよいよ押し迫り、寒さもひとしお身にしみる師走であります。議員各位におかれましては、年末ご多忙の中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて本定例会には、町長から平成21年度身延町一般会計補正予算をはじめとする諸議案が提出されます。これらは、いずれも重要な内容を有するものであります。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

日増しに寒さも厳しくなっております。特に本年は新型インフルエンザが猛威をふるっておりますので、くれぐれもご留意いただくとともに、各位ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

7番 望月 寛君

8番 深沢脩二君

9番 日向英明君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成21年12月14日から12月17日までの4日間とすることに
異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成21年12月14日から12月17日までの4日間とすることに決定い
たしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、
お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布の報告のとおり各種行事等に参加しております
ので、ご了承ください。

次に議会広報編集委員長等の行政視察研修が実施され、委員長が参加いたしましたので、ご
報告をお願いいたします。

芦澤議会広報編集委員長、登壇願います。

○議会広報編集委員長(芦澤健拓君)

おはようございます。

去る11月18日と19日、議会広報編集委員長等行政視察ということで、福島県の広野町
というところに行きました。

当初、私と副委員長の河井君の予定でしたけれども、ちょっと副委員長のほうに所用があり
まして、草間議員が新たに編集委員会に加わりましたので、2人で参加させていただきました。

この報告書のとおりに広野町というのは非常に裕福な町で、いわゆる不交付団体というこ
とで、東京電力の火力発電所、今度、新しく煙突が2本だか3本立ちまして、非常に裕福な町で
ございます。

議会広報は、つい最近、最優秀賞というのを受賞いたしまして、非常に各地から研修に來ら
れている団体が多いようです。これは広報委員長の中津さんという方が広報で議会を改革する
と、そういう考え方で広報を編集したということが、非常に素晴らしい広報の編集につなが
ったということで、この方と、それから議会、全部で12名なんです、広報編集に7名という、
多くの人数が関わっておりまして、現在はその広報研修のために訪れる人に対応するとい
うことで、6名だったものが7名になったという、1名増員したということでございます。

委員長がおっしゃるには、この身延町の出身の深沢徹先生が教えてくれるままに編集を一生
懸命頑張ったということをおっしゃっていましたが、私たちも今後、広報が多くの皆さん

に読んでいただけるような読みやすいもの、そしてできればファイルしていただけるような、そういう非常に印象的なものを作っていきたいというふうに考えておりました、今後、そういう、広報で議会を改革するというふうな、大きな望みもございますけども、そこまではちょっと無理ですので、一生懸命、新しい広報を目指してやっていきたいというふうに思いました。

おかげさまで、非常によい研修をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

報告が終わりました。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに、平成21年身延町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さんには全員のご出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会の開会にあたり、提出いたしました案件のうち主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げるとともに、所信の一端と、さらに諸報告等を申し述べ、議員の皆さんや町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。と存じます。

私は町政を担当させていただいてより、1年余りが経過いたしました。この間、景気が好転する気配はなく、むしろデフレへの懸念も生じており、景気は依然として厳しい状況でございます。

そんな中、山梨県は去る11月4日、2008年度の町村普通会計決算の概要をまとめ、公表いたしました。その中で、財政の弾力性を示す経常収支比率は本町では84.5%となり、県内平均84.8%ですので、県内ではほぼ平均的な比率でございます。昨年と比べますと、係数的には5.3%の改善が見られたものの、まだまだ高い水準であることから、引き続き行財政改革に取り組み、経費の節減・節約に向けて、あらゆる努力と工夫を重ねていくとともに、少ない自主財源なるがゆえに、町民の皆さんのサービスの低下を招かぬよう、職員に対し徹底したところでございます。

新政権において、平成21年度補正予算の見直しにより、去る9月の身延町議会第3回定例会で提案させていただき、議決をいただきましたばかりの子育て応援手当が執行停止となりましたので、全額を減額計上させていただいております。これらの例のように国の動向が逐一、私ども地方行政にも響いてまいります。

そんな中、鳩山政権の経済対策がまとまり、年明けの通常国会に今年度第2次補正予算案として、7兆2千億円が「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の名の下に提出される運びとなったところであります。第2次補正の詳細は、まだ示されておりません。これの情報の収集には、職員ともども全力を傾注してまいりたいと存じます。

また先月、国が発表しました明年度、当初予算の概算要求における一般会計の総額は過去最高の9兆5千380億円となり、これを受けて、行政刷新会議において明年度予算概算要求の無駄を洗い出す事業仕分けが447事業を対象に実施をされました。概算要求での国交省の公共事業費は平成21年度当初予算に比べ、約14%の減となっております。このことが工事中の

中部横断自動車道の開通時期や、私どもの生活への影響が懸念されるとともに、事業仕分けにおける廃止、もしくは予算計上見送りとされた中には、森林整備地域活動支援交付金等に影響が懸念をされます。

しかし、明年度当初予算の編成にあたっては、事業仕分けがすべてではございません。地方の実情をふまえ、地方経済および地方財政への影響を十分に考慮した上で、適切に対応していただくよう、県選出国會議員に対し、要望を行ってまいります。議員の皆さん、町民の皆さんのさらなるご協力をお願いいたします。

暗いニュースが多い中で、明るいニュースもございました。中部横断自動車道であります。町内でも工事が動き出しました。和田峠付近と下田原に地域活性化インターを設置していただける目処が立ちました。明年度予算の中で、公共事業費の削減がいわれておりますが、一日も早い開通を望むところであります。

次に、人類発の宇宙での書を若田光一宇宙飛行士から頂戴をいたしました。このことは大変な慶事ではありますが、ここに至る過程の素晴らしさに感激しております。テレビの放映の中で、若田さんの「宇宙で書をしてみたい」という発言を見ていた笠井真一さんが西嶋和紙をぜひ持っていってもらおうと発案し、これが実現したわけであります。

この間、大変な困難もあったと承っております。常に町の活性化を考えていてくれて、しかもそれを素早く行動に移していただいた。このことが大変うれしく、感謝を申し上げたいと存じます。このように、町のことを常に思う皆さんが一人でも多くなることを期待しているところでございます。

次にふるさと町民制度の一環であります、身延ふるさと便をNPO 身延観光センターにご協力をいただいて、限定70便に対し、それを上回る申し込みをいただき、すでにふるさととの暮らしをお届けいたしました。全国各地の皆さんから、ふるさとが近くになった。孫にふるさとの良さを話す基になっています等々の便りもいただいているところであります。

次に新たな地域産業の創設について、申し上げます。

住民がみずから取り組む事業、コミュニティビジネスにつきましては、地域の中小企業や住民の皆さんが地域の資源を活用しながら、知恵とやる気を生かしながら、地域の活性を図る事業であると思います。これがすでに手打沢で住民有志15名が農事組合法人 手打沢組合を設立し、竹林1.5ヘクタールや耕作放棄地0.6ヘクタールを借りて、タケノコやニンニクを収穫しております。農水省でもこれをお認めいただき、国の予算で年間を通して1名の専従者を採用していただける予算も頂戴したところでございます。

また、去る12月3日には建設業と地域の元気回復助成事業に、わが町から応募してありました日本三大急流、富士川におけるリバーツーリズム企業化事業が全国188件の応募の中から、53件の助成の対象事業として選定をされました。これなどは、富士川の流れを利用する、まさに地域の資源そのものを利用しての事業であり、観光立町を目指している町として、成功を期待しております。このほかにも、建設業者が耕作放棄地を借用しての農業参入などが動き出しているところでございます。

町といたしましても、知恵とやる気のある皆さんには、国や県と連携をとりながら、ご協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、11月25日の第5回臨時会以降の主な出来事について、申し上げます。

27日には峡南衛生組合と飯富病院議会の臨時議会が開催をされ、峡南衛生組合議会の議長

にわが町の望月秀哉議員が就任いたしました。おめでとうございます。飯富病院議会では、増改築事業の請負契約締結の議決をいただきました。その結果、建築工事は早野組、近藤工業、飯富病院増改築工事共同企業体と4億1,979万円で、電気工事は株式会社若尾電気と1億2,022万5千円で、機械設備工事は身延総合設備株式会社と1億5,679万5千円で、それぞれ契約を締結いたしました。平成22年11月30日を工期に、工事を始めたところであります。

次に12月2日、3日にかけて、姉妹都市であります鴨川市を議会の正副議長さんと表敬訪問を行いました。この席で、友好のしるしとして、しだれ桜の目録をお渡ししてまいりました。

次に定例会に提出しました議案は、条例の一部を改正する条例について3件、組合規約の変更について1件、増穂町・鯉沢町の合併に伴う組合等の規約の変更について5件、平成21年度補正予算が9件、それに町道路線の認定と字区域の変更について、それぞれ1件の20件であります。この中から、主なものについて申し上げます。

議案第104号は、身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。これは下山中と身延中の統廃合についてであります。

この統廃合については、平成22年4月を目標にしてまいりましたが、時期尚早であるとのご意見から、教育委員会は平成23年4月の統廃合に向けて、話し合いを進めてまいりましたが、種々、話し合った結果、平成23年4月の統廃合に理解をいただいたと判断をいたしました。これを受けて、教育委員会から条例改正を今議会に提案すべきとの提言をいただきましたので、町といたしましても、両中学校の統廃合に対して、理解をいただいたとの判断から、下山中学校を平成23年3月31日をもって廃止したく、身延町立学校設置条例の一部を改正する条例を提出させておりますので、議員の皆さんにはご理解をいただきたいと存じます。

次に、公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところであります。

その中で、12月8日現在、中富処理区は加入戸数966戸で、接続率61.1%であります。まだまだ、満足できる数値ではございません。さらに身延処理区が接続可能になりましたが、現在まで1戸のみの接続であり、早期の接続をお願いするところであります。さらに明年度の予算編成では、厳しい財政運営が求められていることから、徹底した事務事業の見直しを行い、経常経費における一般財源の対前年比5%減で予算要求書を作成するよう、周知したところでもございます。

これからも、厳しい財政運営が続くことが考えられます。こういうときこそ、町民の皆さんも町が何をしてくれるかのみを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のために、地域のために何ができるかを考えていただくときではなかるうかと思います。

私も1年を振り返って、本当に町民の皆さんのための施策のみを行ってきたかを見直し、公務員の原点に立ち返って、役に立つ職員、さらには職員全員が仕事のプロを目指して、職員の先頭に立って頑張ってもらいますので、町民の皆さんや議員の皆さんの格段のご指導をいただけますことをお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第104号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第105号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第106号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第107号 峡南広域行政組合格約の変更について

議案第108号 峡南広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合格約変更について

議案第109号 山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合格約の変更について

議案第110号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合格約の変更について

議案第111号 峡南地区の市町村指導主事を共同設置する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区市町村指導主事共同設置規約」の変更について

議案第112号 「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」を構成する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約」の変更について

議案第113号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第7号)について

議案第114号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第115号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

議案第116号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第117号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第118号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)について

議案第119号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第120号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)について

議案第121号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第122号 町道路線の認定について

議案第123号 字区域の変更について

以上、20件を一括上程いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第104号から議案第123号までについて、町長。

○町長(望月仁司君)

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、提出案件の提案理由について、一括ご説明を申し上げたいと存じます。

今回、提出しました議案は、先ほども申し上げましたとおり、条例の一部を改正する条例について3件、組合格約の変更について1件、増穂町・鵜沢町の合併に伴う組合等の規約の変更について5件、平成21年度補正予算が9件、それに町道路線の認定と字区域の変更について、それぞれ1件の計20件となっております。

それでは個々について、順を追って申し上げます。

まず議案第104号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成21年12月14日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成23年3月31日をもって、身延町立下山中学校を廃止したいため、身延町立学校設置条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第105号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

以下、提出日と提出者は同じでありますので、省略をさせていただきます。

提案理由

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第106号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第107号 峡南広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合の規約の変更に関する議案を提出する。

提案理由

広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合格約を変更する必要性が生じた。

なお、この規約の変更に関わる協議には、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第108号 峡南広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合格約変更について

峡南広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合格約の変更に関する議案を提出する。

提案理由

峡南広域行政組合を組織する増穂町および鯉沢町を廃し、その区域をもって平成22年3月8日に富士川町が設置されることに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、峡南広域行政組合を組織する地方公共団体の数を

減少し、併せて同組合規約を変更する必要が生じた。

なお、この規約の変更に関わる協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第109号 山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について

山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少および同広域連合規約の変更に関する議案を提出する。

提案理由

山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する増穂町および鯉沢町を廃し、その区域をもって平成22年3月8日に富士川町が設置されることに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項の規定により、山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、併せて同広域連合の規約を変更する。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第110号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更に関する議案を提出する。

提案理由

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する増穂町および鯉沢町を廃し、その区域をもって平成22年3月8日に富士川町が設置されることに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少し、併せて同組合規約を変更する必要が生じた。

なお、この規約の変更に関わる協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要となる。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第111号 峡南地区の市町村指導主事を共同設置する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区市町村指導主事共同設置規約」の変更について

峡南地区の市町村指導主事を共同設置する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区市町村指導主事共同設置規約」の変更に関する議案を提出する。

提案理由

平成22年3月8日に増穂町、鯉沢町を廃し、その区域をもって富士川町を設置することに伴い、峡南地区の市町村指導主事を共同設置する地方公共団体の数を増減すること、および「峡南地区市町村指導主事共同設置規約」(平成18年規約第1号)の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、協議が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第112号 「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」を構成する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約」の変更について

「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」を構成する地方公共団体の数の増減及び「峡南地

区ことばの教室共同設置協議会規約」の変更に関する議案を提出する。

提案理由

平成22年3月8日に増穂町、鯉沢町を廃し、その区域をもって富士川町を設置することに伴い、「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」を構成する地方公共団体の数を増減すること、および「峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約（昭和47年規約第5号）の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、協議が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第113号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第7号）

平成21年度身延町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,381万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,211万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

議案第114号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,775万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,716万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第115号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成21年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,970万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第116号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第3号）については、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,608万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第117号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,047万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表 繰越明許費」による。

議案第118号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)

平成21年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,938万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第119号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,942万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,617万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

議案第120号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,192万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第121号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度身延町の下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,022万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第122号 町道路線の認定について

下記の路線を町道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号 N3-265

路線名 飯富・宮根線

起 点 身延町大字飯富 字宮ノ脇1243番地先

終 点 身延町大字飯富 字宮根1285の3番地先

参 考 延長が210メートル。幅員が6.5から17.0。

提案理由

地域住民の利便性を確保すべき路線整備を図るため、町道飯富・宮根線を新たに町道路線として認定するため、提出するものであります。

議案第123号 字区域の変更について

県営中山間地域総合整備事業、身延地区和田工区(土地改良事業)の土地について、別紙、変更調書のとおり字の区域を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

県営中山間地域総合整備事業、身延地区和田工区の土地区画整理に伴い、従来の字界が原型を留めなくなったため、行政遂行上および土地の維持管理上、新字界を定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上20件について、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の説明は終わりました。

説明の途中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時20分とします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

なお、議案第107号から議案第112号までと議案第116号、議案第118号、議案第120号、議案第122号、議案第123号、以上11件につきましては、詳細説明を省略いたします。

まず議案第104号について、学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

議案第104号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本案は、身延町立小中学校統廃合計画、前期計画に基づき進めてきた下山中学校、身延中学校の統廃合について、保護者等、関係者のご理解・ご協力が得られたため、平成23年4月1日をもって両校の統廃合を行うにあたり、下山中学校について、平成23年3月31日をもって廃止するための条例改正案であります。

本案、提案に至った経緯について、ご説明させていただきます。

下山中学校、身延中学校統廃合については、前期計画の中の1つとして位置づけられており、教育委員会では本年4月から5月にかけて、計9回にわたる両校関係者への計画説明を行いました。これらの説明を受け、下山中学校PTAにおいては、6月下旬から7月にかけて、4回にわたり、今回の統廃合計画について慎重に協議・検討を行っていただきました。その結果を8月5日に下山PTA要望書として提出していただきました。要望書の要旨としては、両校の統合については、地区、保護者とも理解はしていること。統合にあたっては、統合に伴う生徒や保護者の負担や不安を解消する中で、計画を進めること。また、統合の実施時期については平成24年度以降に実施すべきことなどが掲げられておりました。

教育委員会ではこれを受け、8月5日の教育委員会定例会において、個々の要望事項への対応、統廃合実施時期等について協議を行いました。教育委員会における協議結果としては、おおむねの要望事項は対応可能であろうとの判断をいたしました。統合時期については校舎の著しい老朽化等を重視し、加えて余裕のある準備期間を設け、平成23年4月1日には統合を行うべきだとの結論に至りました。この教育委員会における協議結果について、10月6日に下山中学校PTA、15日には身延中学校PTAを対象に説明会を開催させていただきました。これを受け、下山中学校PTAでは執行部会、臨時総会等、3回の会議を開催しました。そして11月30日に下山中学校PTAの協議結果として、平成23年4月1日に統合に同意する旨の文書をPTA会長から、教育委員長にいただいたところであります。

教育委員会と町では、こうした経過を受け、12月7日には下山地域の皆さまに、12月8日には身延地域の皆さまに、今までの経過や今後の予定等について、ご説明させていただき、ご理解をいただいたという経過であります。

教育委員会および町が判断した平成23年4月1日統合の考え方、方針にご同意をいただい

たことは誠にありがたく、関係方々に心よりお礼を申し上げます。

教育委員会と町においては、こうした状況下、今後の計画推進や事務手続き等をいかに進めるべきか、慎重に検討・協議を行いました。結論としては、統合に向けての十分な準備期間および準備態勢を整えるために、下山中学校の廃止に関する身延町立学校設置条例の一部改正案について、本議会に提案させていただくこととしたものであります。

本案につきましては、今回、示された下山PTAの貴重な意見や生徒が安全で安心して過ごせる教育環境の速やかな実現、長期的視野に立った堅実なまちづくりを十分にお汲み取りいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の詳細説明とさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第105号、議案第106号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

議案第105号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例と提案理由が同じでありますので、議案第106号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をいたします。

提案理由にありますように、社会保険の保険料等にかかる延滞金を軽減するための厚生年金保険法の一部を改正する法律が平成22年1月1日より施行されることになり、介護保険についても延滞金の税率を軽減するものです。

国税等の延滞税の利率は、納付告知から3カ月の日数については軽減されておりますが、厚生年金保険料等は納期限の翌日、1カ月を経過する日から年14.6%の割合で計算された延滞金を支払うことになっております。

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、保険料等の支払いに困窮している事業主に配慮し、厚生年金保険料等の延滞税率を国税の例にならひ、納期限から3カ月については年14.6%でなく、前年の11月30日において日本銀行が定める基準割合割引率プラス4%の割合、平成21年は4.5%で計算することとするものです。

介護保険料については、従前の厚生年金保険料と同じく、延滞金の軽減措置を設けてありませんでしたので、同様の取り扱いとするものであります。

議案第106号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第1項、ただし書きの徴収金の端数計算について、国税等の例にならひ改正するものであります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第113号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、議案第113号の詳細説明をご説明する前に、訂正とお詫びを申し上げます。

議案第113号の、28ページをお開き願いたいと思います。

この28ページの部分につきましては、8款6項1目の下水道総務費でございますが、説明欄に誤りが1カ所ございましたので、訂正をお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計繰出金の下に財源組み替えがございます。基金繰出金が2千万円、一般財源が2千万円の減になっております。この三角が、実は反対でございました。基金繰出金が2千万円の減。一般財源が2千万円増ということになりますが、三角を下から上に持って

いっていただいて、下を消していただければ、よろしいかと思しますので、訂正をお願いいたします。大変、申し訳ございませんでした。

それでは議案第113号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第7号)につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算額は1億9,381万1千円の追加予算でございます。

それでは、7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費であります。4款3項簡易水道事業特別会計繰出金1,569万円ですが、簡易水道特別会計で、繰越明許いたしました事業に対する一般会計からの繰出金分を繰越明許いたすものでございます。

それから8款2項清沢・大炊平線道路改良工事と、本町・富山橋線道路改良工事の4,994万9千円につきましては、用地取得の関係で事業に遅れをきたしておりました。今回、用地の問題はほぼ目鼻がつかまりましたので、工事を発注いたすわけですが、金額的に標準工期日数を確保できないため、繰越明許いたすものでございます。なお、完成は5月ごろを予定しております。

次に6項の下水道事業特別会計繰出金1,826万9千円ですが、下水道特別会計で繰越明許した事業に対する、一般会計からの繰出金分を繰越明許いたすものでございます。

9款3項全国瞬時警報システム構築工事の886万2千円でございますが、このシステムは人工衛星を利用し、緊急時、直接国から町の防災行政無線に津波注意報、臨時火山情報、地震速報、気象警報、あるいは東海地震予知情報等々を流すものであります。国からの内示が11月下旬であったためと全国規模で実施されるため、機種の確保が間に合わないため、繰越明許とさせていただきます。

次に8ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます。

地方債の補正につきましては、当初予算で計上いたしましたとおり、平成16年度にお借りをいたしました防災対策事業債と合併特例事業債、5年利率見直しということで、それぞれ今年度、借り換えをする予定で当初予算に計上させていただきました。しかしながら、実質公債費比率等の動向を考慮し、今回、借り換えをしない、すなわち、すべて繰上償還してしまうという補正でございます。

なお、この防災事業対策事業債につきましては、自然災害防止事業の瀬戸山腹工事と矢ノ沢谷止工の2カ所、それから合併特例債につきましては、身延北小学校の用地の取得分でございます。

それでは、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、10款1項1目の地方交付税でございます。当初予算では、普通交付税40億5千万円と特別交付税2億5千万円。合計43億円を計上いたしておりました。このうち、普通地方交付税がすでに交付決定になっております。このうち2億円を今回、計上させていただきます、総額を45億円とさせていただきます。

14款1項1目の民生費、国庫負担金の1節障害者保護費負担金1,302万4千円の増額につきましては、平成21年4月から障害福祉サービスの改定があり、報酬がプラス改定されたことに伴いますものと利用者の増によりますものでありまして、国の補助率は2分の1であります。

2項1目民生費国庫補助金でございますが、9月補正で予算計上させていただきました子育て

て応援手当交付金でございます。町長からもお話がございましたが、政権交代の影響で、予算が凍結されたものでございまして、851万4千円の減額であります。

次の12ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金の1節障害福祉サービス費等事業費負担金651万円につきましては、前ページで説明いたしましたが、国庫負担金1,302万4千円の分の県負担分でございます。補助率は4分の1で651万円ということでございます。

2項にまいりまして、2項7目の消防費県補助金につきましては、全国瞬時警報システム構築工事にかかる交付金でございます。交付率は10分の10でございます。国でいただくものでございますけれども、県を経由するというので、県費の補助金に計上させていただいております。

それから16款財産収入、16款1項2目の利子及び配当金につきましては、各基金の利子でございます。歳出のほうで基金等に積み込む補正でございます。

17款1項2目指定寄附金につきましては、50万円でございます。地域福祉基金寄附金30万円、これにつきましては、東京都千代田区麹町の佐野允夫さまから30万円。それから教育施設整備基金寄附金につきましては、身延町の日向南沢、松田侃夫さまより20万円。それぞれ善意の寄附がございました。それぞれ歳出のほうで、基金に積み立てをいたします。

18款2項2目公共施設整備基金繰入金でございます。当初予算で公共施設整備基金を6,925万円取り崩し、それぞれ急傾斜地崩落対策事業や道路改良事業、あるいは下水道簡易水道の繰出金等に充当をしておったわけでございますが、普通交付税や繰越金等を見ながら、今回、これを取り崩さないでできるということで、6,925万円の減額でございます。

次の14ページ、19款1項1目の繰越金につきましては、今補正予算の一般財源充当分の補正1億4,999万6千円でございます。

21款1項2目、それから5目につきましては、先ほど地方債補正のところでお話をいたしましたとおり、農林水産事業債、これは防災対策事業債でございますけれども、400万円の減額。それから教育債につきましては、合併特例債1億1,760万円の減額ということで、借り換えをするところを今回、借り換えないということで減額をさせていただきます。

それでは続きまして、歳出に入らせていただきます。

なお、この今回の補正につきましては、人事院の勧告に伴います職員給与減額等の費用が各予算の2節、3節、4節に計上してございますが、説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、16ページをお願いいたします。

ここにつきましては、2款1項の2目文書広報費でございますが、19節負担金補助及び交付金に6万3千円を計上させていただきました。これにつきましては、身延町の有線放送施設整備費補助金ということで、身延の上町区有線放送施設を整備するというので、総事業費12万6千円の2分の1を補助するものでございます。

それから3目の財産管理費でございます。12節役務費に55万円、火災保険料でございます。これにつきましては、年度中途におきまして、旧町、または施設ごとに補償内容、保険料が相違するケースがございました。これらを是正することとし、それぞれ火災保険料、保険料100%、加入するというので、55万円を増額補正させていただきました。

15節工事請負費257万円。旧下山町民プールの敷地内の土留め工事でございます。これにつきましては、地域活性化経済対策事業で、プール2カ所の解体を行いました。下山プール

と曙地区町民プールでございます。このうち下山町民プールにつきましては、土地所有者である南松院関係者ともども、フェンスに隔てられて、解体前には気付かなかった石積みが一部はらんでおります。敷地返却にあたり、土留め補強の要請があったことから、この工事をするということでの増額の補正でございます。プールを造るということで、長期にわたる教育施設の借用であったこと、それからプールを造るために石積みをしてプールを造ったようなことで、本町のものではなく、お返しをするわけでございますが、土留め工事をするということで、予算計上をさせていただきました。2カ所のプールに経済対策9,950万円の交付金を充てて、すでに充当され、工事も終わっているわけでございますが、この工事につきましては、住民の安全・安心を趣旨とした交付金の工事の目的にそぐわないことから、単費で工事を実施させていただいたということでございます。

続きまして、4目の企画費、19節負担金補助及び交付金20万円でございます。身延町まちづくり推進事業補助金ということで、門内の活性化委員会、まちなみづくりの研修事業ということで、10万円。それから御内八海道供養碑奉賛会に、この供養碑の調査・研究ということで、10万円補助をいたすものでございます。合計20万円の計上でございます。

次の17ページをお願いいたします。

2項徴税費の2目賦課徴収費でございます。12節役務費でございますが、通信運搬費として、131万2千円。これにつきましては預金調査、保険調査等の郵送料がかかりますので、131万2千円の増額ということでございます。手数料につきましては8万2千円、預金調査の手数料でございます。

それから18節の備品購入費、20万6千円の減額でございますけども、これにつきましては、当初予算延滞金の計算機を購入する予定でございました。これにつきましては、計算センターも大変、努力をしていただきまして、オフコン内で延滞金が計算をできるようになったために、延滞金の計算機を買わなくて済むことになりましたので、20万6千円を減額させていただきます。

それでは、19ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、28節繰出金でございます。24万6千円の減額でございますが、これは国民健康保険特別会計への繰出金で、職員給与等の減額の関係でございます。

それから3目の高齢者福祉費でございますけども、これにつきましても、28節繰出金19万7千円の減額。介護保険特別会計への繰出金、これも職員給与分でございます。

それから4目の老人医療費、28節繰出金につきましても、9万2千円の減額。これも後期高齢者医療特別会計の繰出金で、職員給与分の減でございます。

それから5目の障害福祉費でございます。次のページ、20ページをお願いいたします。

20節扶助費3,719万5千円でございます。重度心身障害者医療費助成金の699万8千円につきましては、昨年度から窓口の無料化を実施しております。これに伴い、またインフルエンザの発生というようなこともございまして、これに伴いまして、当初見込んだ医療費よりも利用者が多かったため、増額の補正でございます。

それから障害福祉サービス事業費につきましては、2,605万6千円につきましては、平成21年4月から障害福祉サービスの報酬がプラス改定となりました。利用者数も伸びておるわけございまして、2,605万6千円の増額でございます。

それから障害者自立支援対策臨時特別交付金事業368万6千円につきましては、障害者自

立対策臨時特別交付金、国の事業が11月になって確定したため、今回の計上になりました。この事業につきましては、障害者の自立支援の事業者に対する運営の安定化を図る措置が図られておりまして、それらに対する扶助費ということになります。また、新法への移行のための円滑な実施を図る措置ということでございます。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、127万5千円でございますが、これは前年度、平成20年度に障害福祉サービスを実施いたしまして、国から多くもらった分を今年度お返しするということになります。

続きまして、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。12節の役務費100万円につきましては、子育て支援医療費とひとり親家庭の医療費が増加になりました。これに伴いまして、審査支払手数料が伸びたために100万円を計上させていただきました。

20節の扶助費1,300万円につきましては、窓口無料化やインフルエンザ等の流行で、医療費が伸びたために、子育て支援医療費1千万円、それからひとり親家庭医療費300万円を増額させていただきます。

それから3目常葉保育所費から7目の静川保育所費までは、人件費の減分と保育料軽減補助金が児童の数で増減したものでありまして、これに伴う補正でございますので、よろしく願いをいたします。

22ページ、8目民間保育所費でございます。13節委託料1,575万1千円につきましては、民間保育所運営費でございます。町内の2保育園と、それから近隣の市町村にある10保育所分の民間保育所運営費の補助で、委託料でございます。

23ページの、9目子育て応援特別手当支給費でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、9月の補正で予算計上してあります子育て応援特別手当でございますが、国の予算が凍結されたということで、今回すべてを減額補正ということで、851万4千円の減になります。

続きまして、4款1項2目予防費でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、その他負担金といたしまして、飯富病院の普通交付税再配分の、これは早川町にやる部分でございますけれども、1,132万1千円。これは普通交付税のカウントの中に、救急告知病院数と救急告知病院病床数をカウントすることになったため、その分の交付税が増えたため、早川町への再配分が増えました。その部分でございます。

それから一番下になりますが、5目環境衛生費でございます。次のページをお願いします。24ページ。19節負担金補助及び交付金555万4千円でございますが、合併処理浄化槽の設置整備事業補助金ということで、5人槽8基、7人槽7基分、申請が多いということで、増額補正でございます。

次の2項1目の清掃総務費でございます。19節の負担金補助及び交付金に162万9千円を予算計上させていただきました。これにつきましては、峡南衛生組合の負担金、ゴミ処理施設交付税の算入分の再配分。これも交付税が162万9千円、ゴミ処理に対する部分が増えましたので、今回、162万9千円を増額させていただきます。

それから3項1目簡易水道運営費、28節繰出金163万9千円でございます。これは簡易水道事業への特別会計の繰出金でございます。

なお、財源組み替えの1千万円につきましては、これは公共施設整備基金を取り崩さないための財源組み替えでございます。

次の25ページをお願いいたします。

6款1項3目の農業振興費350万円でございます。これについては、負担金補助及び交付金でございますけども、有害鳥獣の駆除資機材の補助金、当初計上で796万8千円を計上したわけでございますが、申請が多くて足りないということで、350万円を追加させていただきました。

なお、4目の農業土木費につきましては、15節工事請負費で、公共施設整備基金の財源組み替えでございまして、500万円の増減でございます。

2項2目林業振興費、8節の報償費に150万円。特定有害鳥獣捕獲奨励金ということで、本年度、シカ、イノシシが多いために150万円を増額させていただきます。

3目の林業土木費でございますが、14節の使用料及び賃借料100万円。これにつきましては、重機等の借用料でございますが、土砂の応急の廃土作業のための重機借上料でございまして、特に富士見山林道とか生活に直結した場所の廃土作業ということでございまして、100万円を計上させていただきます。

また次のページになりますが、26ページでございますが、15節工事請負費500万円。これにつきましては、林道折八・古関線の法面の保護工事ということでございます。500万円。法面が崩落しているために、保護工事、モルタルの吹き付け等を発注するためのものがございます。

なお、財源組み替え公共施設整備基金の850万円増減がございます。

それでは次のページ、27ページをお願いいたします。

8款1項2目の急傾斜地崩壊対策事業費、崩壊対策費の19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましても財源組み替え1,575万円でございます。それから2項1目の道路橋梁維持費でございますが、11節需用費に200万円。これは修繕費、町道の維持修繕、今後の緊急修繕や要望、苦情等に対応するためでございます。なお、当初予算には500万円を計上させていただいておりました。

続きまして、2目の道路新設改良費につきましては、財源組み替えでございます。

一番下になりますけども、6項1目の下水道総務費でございます。28節繰出金7,719万円でございます。これは下水道特別会計への繰出金でございまして、大変、金額が多いわけでございますが、人件費や事務費の補正が、実は83万5千円の減額でございます。そして残りの7,805万5千円につきましては、繰上償還をするものでございます。公的資金繰上、公的資金の補償金免除繰上償還の分、通常の場合ですと、政府資金は繰上償還できませんけども、利率が多い5%以上の利率の場合、今回、国が特別認めてくれたものでございまして、帯金・塩之沢下水道、平成13年度にお借りしました1億2,010万円。それから角打・丸滝下水道、平成3年度お借りしました100万円。これらを繰上償還いたすものでございます。

次のページになりますが、財源組み替え、先ほど訂正をさせていただきましたけども、公共施設の部分で、取り崩しの部分でございます。

9款1項1目の非常備消防費でございます。11節需用費147万1千円でございますが、これにつきましては、小田船原地区の水道が整備されたことに伴い、消火栓の資機材等を整備する等のものでございます。ホース管槍格納庫等々でございます。

次に3項防災費、これにつきましては886万2千円。先ほどからもお話をしておりますが、全国瞬時警報システムの構築工事ということでございます。基本的には、国の10分の10と

ということになりますけれども、一般財源を22万1千円、充当させていただいております。

続きまして、10款1項1目の教育委員会費でございます。11節の需用費でございます。156万6千円でございます。これにつきましては、修繕費150万円を計上させていただきます。これにつきましては、新財務会計システムを来年度から導入をするということでございます。今、準備等をしております。これは峡南計算センターが中心になりまして、峡南、全部の町村になりますけれども、各学校の施設の配線、それから整備、修繕にかかる費用でございます。学校数が多いために150万円という高額になりましたけれども、これによりまして、今までは事務職が予算の伝票の起案等をするときに、役場等へ来て伝票を起案しておりましたが、各学校で予算が起案できることになります。

それから15節工事請負費380万6千円の減額でございますけれども、小中学校の耐震用の強化ガラス、飛散防止フィルム工事の差金、国の経済対策事業で実施をいたしました事業の差金でございます。また18節の備品購入費につきましても、経済対策をお願いをいたしました身延地区の教師用のパソコンの更新事業ということで、510万円の差金を今回、減額させていただきます。

次のページをお願いいたします。

2項の1目学校管理費でございます。13節委託料588万円。身延小学校の校舎改修工事設計業務でございます。身延小学校、古くなって、今回、校舎の屋根の防水と、それから給水設備等の改修。それから体育館につきましては、アリーナの床の改修を計画しておりまして、設計業務を588万円、計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金につきましては、33万円でございます。統合校指定制服等購入費補助金ということで、統合が予定されます豊岡小学校児童にかかる体育着の購入補助でございます。

2目の久那土小学校費、それから3目の下部小学校の管理費、それからちょっと次ページにいてしまいますけれども、3項の中学校費の中に2目の久那土中学校と3目の下部中学校管理費、それぞれ12万5千円ずつ、予算を計上させていただきました。これにつきましては、教職員用のパソコン対応ファイルサーバーが耐用年数を経過したため、古くなってセキュリティ等に問題があることが分かりました。したがって、外付けファイルサーバーを購入いたしまして、これに対処したいということでございまして、新ファイルサーバーの設置費でございます。

8目の身延小学校管理費、11節需用費23万1千円の修繕費につきましては、5・6年生のロッカーの増設修繕ということで、新年度の生徒数の増加によるために、23万1千円の計上でございます。

それから9目の豊岡小学校管理費、12節の役務費16万円、手数料でございますが、これにつきましては統合準備のための書籍類、それから書籍類等の廃棄処分の手数料でございます。

それから13節の委託料95万9千円につきましては、豊岡小学校の備品等の引っ越しにかかる業務の委託料でございます。

次の31ページ、4項の1目社会福祉総務費でございますが、28節繰出金につきましては、3万5千円の自然の里特別会計の繰出金、人件費分でございます。

それから2目の公民館費、11節64万3千円につきましては、新西嶋分館、建設をいたしました。電気料、低圧電力分が42万円、新たにかかるということで、身延地区や中富地区、

下部地区、各分館の電気料の不足分、合わせて60万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

5項の1目文化財保護費でございます。19節負担金補助及び交付金に20万1千円。国天然記念物の保護増殖事業補助金ということで、10万5千円。これにつきましては上沢寺のオハツキイチョウの保護増殖事業、総事業費は42万円かかりますが、県が2分の1、町と所有者が4分の1ずつということで、4分の1分、10万5千円を計上してございます。

それから町指定天然記念物の保護増殖事業補助金9万6千円につきましては、八日市場の八幡神社、ケヤキの保護増殖事業でございます。総事業費29万円。所有者が3分の2、町が3分の1ということで、9万6千円の予算計上でございます。

それから4目総合文化管理費の7節賃金につきましては、職員の人事異動に伴うパート職員の賃金の増でございます。

次の34ページをお願いいたします。

6項の4目になりますが、身延学校給食費でございます。11節122万1千円でございますが、修繕費105万6千円につきましては、下水道への接続工事と既存排水処理施設の汚泥の引き抜き費用でございます。105万6千円を計上させていただきました。

5目の体育施設費でございます。13節委託料82万6千円。これにつきましては、経済対策で予算計上いたしましたけれども、遅沢のスポーツ広場の河川協議に伴う調査関係の増分ということで、82万6千円を増額させていただきました。

それから15節工事請負費、275万2千円につきましては、遅沢スポーツ広場のトイレの設置工事、これにつきましては、国交省の指導により予想される最高水位より下にトイレが造れないということで、そのために盛り土による造成工事が必要となったための増額でございます。

それから12款1項1目の元金、公債費の関係でございますけれども、財源組み替えにつきましては、1億2,160万円でございますが、これは地方債のところでご説明をいたしましたけれども、借り換えをしないということでございますので、一般財源を充てるところでございます。

それから23節の償還金利息及び割引料につきましては、1,543万5千円でございますけれども、平成17年度、郡農からお借りしました縁故債でございます。合併特例債、北小学校の建設でお借りをいたしましたものでございます。これにつきましては、元金借り換えでございますけれども、9年で元金は返すところを7年にいたしまして、1,543万5千円を繰上償還するものでございます。

続きまして、13款1項1目から、それぞれ財政調整基金から始まりまして、各基金への積立金でございます。この積立金の内容につきましては、歳入のほうでご説明をいたしました利子分と寄附金を充てて、各基金に積み立てをいたすところでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第114号、議案第115号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第114号について、説明させていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、4款国庫支出金、1項2目1節現年度分については、療養給付費は国が国保財政の基盤安定の確立と事業の健全運営に資するために、療養費にかかった経費から基盤安定負担金を除した経費の100分の34を交付されるもので、今回、支給実績から計算し、3,500万円を減額するものであります。

続いて、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目1節現年度分については、支払い基金よりの交付金であり、退職被保険者分の1,500万円を増額補正するものであります。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金については、利率の変動により利子分が減少したため、34万5千円を減額するものとなっております。

続いて、8ページをお開きください。

1款総務費については人件費ですので、説明を省かせていただきます。

2款保険給付費、1項療養費、1目から3目については、歳入で説明させていただきましたが、11月分までの実績により、それぞれ補正するものであります。

5項葬祭諸費、1目19節負担金補助及び交付金については、身延町国民健康保険条例第6条により支給するもので、当初90件分を計上いたしましたが、11月現在の状況等を確認する中で、147万円を減額させていただくものです。

9ページをご覧ください。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目19節負担金補助及び交付金については、特定健診において指導対象となった受診者に対し、生活習慣病の予防を図ることを目的とし、運動施設の利用者に利用料の9割を補助するもので、当初25名分を計上いたしましたが、申し込み利用者数の増に伴い、10万2千円を補正するものです。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目23節償還金利子及び割引料については、平成20年度国民健康保険老人医療対策事業費補助金の超過交付分として、20万円の還付の補正となっております。

次に議案第115号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目事務費繰入金、1節事務費繰入金については、人件費分の9万2千円の減額となっております。

7ページをご覧ください。

歳入ですが、1款総務費については人件費関係ですので、説明は省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目19節負担金補助及び交付金については、平成21年度保険料納付金の見込み数値で14万1千円の減額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目23節償還金利子及び割引料については、確定申告等により保険料に変更が生じた過年度分還付金であり、14万1千円の増額となっております。

これで2特別会計に伴う詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第117号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第117号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費でございますが、2款2項身延公共下水道事業管渠敷設等工事に伴う身延中央簡水配水管布設工事負担金3,787万5千円につきましては、下水道工事に合わせて水道管の敷設工事をしております。このことから下水道事業の繰り越しに伴い、繰越明許費と設定させていただきました。

続きまして、同じく2項の身延中央簡水配水管詳細設計業務委託料1,050万円につきましては、公共下水道管渠詳細設計の成果をもとに設計を行いますので、公共下水道身延処理区管渠詳細設計業務委託の工期が、平成21年9月1日から22年2月26日となっておりますことから、22年2月26日以降の発注となり、委託業務は通常、おおむね6カ月間くらいを要するため、このたび繰越明許費と設定させていただきました。

続きまして、3項の湯町簡易水道配水池等設計業務委託料1,500万円につきましては、配水池建設予定地の用地交渉に不測の日数を要したものですから、発注は今月となりまして、設計業務委託の工事もおおむね、通常、6カ月間くらいを必要とするため、このたび繰越明許費と設定させていただきました。

次に7ページをお開きください。

歳入であります。5款1項1目簡易水道総務費繰入金につきましては、人件費充当分、26万8千円の減額補正でございます。

次に同じく2目身延簡易水道一般会計繰入金につきましては、維持費、人件費充当分2万4千円および維持費工事充当分203万円を合わせた、205万4千円を追加計上させていただきました。

続きまして、4目中富簡易水道一般会計繰入金につきましては、維持費、人件費充当分14万7千円の減額補正でございます。

続きまして、7款1項1目雑入の増額補正でございますが、年度当初29万円のうち1節において、28万9千円を消費税還付金として計上してはりましたが、平成20年の消費税の申告を行ったところ、219万3,098円の還付になりましたので、109万4千円の増額補正でございます。

次に歳出であります。8ページをお開きください。

1款1項1目2節給料でございますが、身延町職員給与条例の一部改正に伴う2千円の減額補正でございます。

続きまして、3節職員給与等でございますが、扶養手当16万9千円の増額と期末勤勉手当3万1千円の減額と児童手当6万円の増額で、合わせて19万8千円の増額補正でございます。

続きまして4節共済費でございますが、給料の減額に伴い、共済組合負担金も減額となるため、4千円の減額補正でございます。

続きまして、7節賃金でございますが、身延地区の和田・大和地域の30戸と船原・平地区16戸、計46戸が身延中央簡易水道として2月より供用開始となるとともに、追加加入者の

検針のため、水道検針員の賃金3万円の増額補正でございます。

続きまして、11節需用費のうち燃料費でございますが、現場の対応が予想より多くなり、公用車の燃料費の不足が生じたため、このたび15万円の追加計上をさせていただいております。また修繕費ですが、当初予算において700万円を計上させていただいておりましたが、水道施設の修繕等に11月ですでに支出をしてしまいました。今後また、修繕等が生じることが予想されますので、このたび200万円の追加計上をさせていただいております。

続きまして、2項1目2節給料でございますが、身延町職員給与条例の一部改正に伴う2千円の減額補正でございます。

続きまして、3節職員手当等でございますが、期末勤勉手当の11万3千円の減額補正でございます。

続きまして、4節共済費でございますが、給料の減額に伴い、共済組合負担金の減額となるため、1万7千円の減額補正でございます。

続きまして、11節需用費でございますが、そのうち消耗品で、消毒用塩素滅菌剤を当初、月平均31缶で8万9,900円にて計上しておりましたが、現在、月平均36缶を使用し、おおむね10万4,400円かかりますので、今後の不足分、17万4千円の増額補正をお願いするところであります。

また燃料費でございますが、1款1項同様、公用車の燃料費に不足が生じたため、6万4千円の増額補正をお願いするところでございます。

また光熱費でございますが、下部地区の29の水道施設の電気料で、当初予算において月平均42万円で12カ月分、504万円を計上してありますが、今現在、月平均46万円かかり、年間で約552万円かかりますので、その不足分48万円の増額補正をお願いするところでございます。

続きまして修繕費でございますが、1款1項同様、今後の修繕の対応のため、100万円の追加計上をお願いするところであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3項1目1節給料でございますが、1、2項同様、4千円の減額でありまして、また3節の職員手当等のうち期末勤勉手当においても、1、2項同様、12万4千円の減額補正であります。

続きまして、2款1項1目一般管理費においても、他の科目同様に2節の給料7千円と3節の職員手当のうち期末勤勉手当22万6千円、それぞれ減額補正であります。

以上、今回の補正では354万3千円の増額補正により、歳入歳出を8億8,047万1千円とするものでございます。

以上でございますが、よろしくご議決をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第119号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは議案第119号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、詳細の説明をさせていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

まず第2表 繰越明許費でございますが、身延公共下水道事業管渠布設等工事1億741万5千円につきましては、現在、身延処理区の11工区で工事が進捗しておりますが、今年度予算に不足が生じることが見込まれたため、9月定例補正によりまして、第2号で追加予算を計上させていただきました。その後、国庫交付金の追加要望を行ってききましたが、国の内示決定が11月になってしまったため、発注が順次遅れてきたものでございます。

次に身延処理区下水道台帳情報管理業務委託料469万1千円につきましては、電子化による台帳整備のため、管理の具合や操作の使いやすさなど、ソフトの研究や選定等に時間の日数を要したためのものでございます。

次に下部特定環境保全公共下水道事業管渠布設等工事2,339万3千円につきましては、マンホールのポンプの設置工事でありまして、現在5工区で工事が進捗しておりますが、施工上、全面、交通止めを余儀なくされております個所での地域住民との協議や地下埋設物の調査などによる施工方法の検討などに不測の日数を要したことによりまして、完成が2月になるため、完成後でないともマンホールポンプの設置工事ができないことから、繰り越しをするものでございます。

以上が、繰り越しの主な理由でございます。

次に5ページで、第3表 地方債補正でございます。

今回の補正は特定環境保全公共下水道事業債220万円を追加し、限度額を6,690万円と設定させていただくものでございます。

次に歳入であります。8ページをお願い申し上げます。

歳入、3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金につきましては、追加要望を行ってききましたが、内示の見通しが見つらず、県とも協議をした結果、汚水処理施設交付金で内示を受けたほうが確実との結果によりまして、補助金の組み替えをするものでございます。

次に4款1項2目帯金・塩之沢下水道事業一般会計繰入金7,741万円の追加と3目角打・丸滝下水道事業一般会計繰入金64万5千円の追加につきましては、先ほど財政課長がご説明申し上げたとおり、公債費の繰上償還でございます。

次に4目身延公共下水道事業一般会計繰入金54万2千円の減額と、5目下部公共下水道事業一般会計繰入金10万9千円の減額および、6目下水道一般会計繰入金18万4千円の減額は、職員の給与改定によるものでございます。

次に7款1項3目下部下水道事業220万円の追加は、先ほど説明いたしました地方債の追加でございます。

次に歳出であります。9ページをお願いいたします。

歳出1項1項1目下水道事業総務費18万4千円の減額は、職員の給与改定によるものでございます。

2項2目身延下水道事業建設費54万2千円の減額は、職員の給与改定による人件費の減額であります。13節委託料37万8千円の減額と15節工事請負費337万8千円の追加は、身延処理区詳細設計業務に差額が生じたため、増額を管渠布設工事に充当するものでございます。

3目下部下水道事業建設費209万1千円の追加は、職員の給与改定による人件費の減額と15節工事請負費218万円の追加であります。この追加は管渠の布設工事の一部が国庫対象事業から町単独事業に変わったため、町債を追加して施工するものであります。

次に4項3目帯金・塩之沢下水道事業元金7,741万円の追加と3目角打・丸滝下水道事業元金64万5千円の追加は、公共資金償還金免除繰上償還金でございます。

以上で、議案第119号の詳細説明は終わらせていただきます。よろしくご審議の上、お願いいたします。

○議長（望月広喜君）

議案第121号について、下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

それでは議案第121号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

1款温泉事業収入、1項事業収入、1目温泉使用料としまして22万7千円の増額でございます。これは当初予算におきましては、28件分の使用として635万円を計上させていただきましたが、3月の当初予算直近のときに1件の中途追加がありまして、29件になりました。その1件分を追加いたしまして、657万7千円とするものでございます。

次に3款繰入金です。1項基金繰入金、1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金の16万円の減額ですが、これは当初予算におきまして、機械器具費に充てるべく299万5千円を計上いたしておりましたが、事業実績等の差額、16万円が生じたので、これを減額するものです。

次に4款繰越金ですが、1項繰越金、1目繰越金の80万1千円の増額ですが、これは平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の決算の確定によるものでございます。

次に歳出のほうですが、7ページをご覧ください。

まず1款温泉事業費の温泉管理費ですが、18節機械器具費の事業実績との差額16万円を減額するものです。

次に2款基金積立金、1項基金積立金、1目下部奥の湯温泉事業基金積立金ですが、歳入の温泉使用料および繰越金の増額分を合わせて、102万8千円を増額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,022万4千円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

提出議案の詳細説明は、終了いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

平成 2 1 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

平成21年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成21年12月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。
それでは、相互の礼で始めたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。
議案第104号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。
望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

一部改正について、2件ほどお伺いしたいと思います。
この間、課長の説明の中で、両校生徒の事前交流を進めながらという言葉がありましたけども、どのような交流の仕方をするのか。また父兄に対しては、やるのか、やらないのか。もし、やるのであれば、どのような形で交流をするのか、お願いします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。
事前交流につきましては、今までの説明会の中で保護者の方から、非常に強い要望としてございました。再来年の統合ということでございますので、来年度、1年間というような形で、かなり長い期間において、この交流が図られるということで考えております。
具体的には低学年になるわけでございますけども、来年度の1年生、2年生が対象になるかと思っておりますけども、今、来年の当初予算の関係でも検討しておりますけども、具体的には自然の里等を使った校外行事での体験交流、あるいは県内めぐり、あるいはスキー教室、あるいは合唱発表会、その他、クラブ活動における交流試合等々、現時点、計画している状況でございます。

なお、父兄の交流につきましては、今後、父兄の方のご意見等をお伺いする中で、必要に応じて開催をしてみたいと、このように考えています。これらにつきましても、統合のための準備組織をつくりまして、そこにおいてもご協議いただいて、方向性を出してみたいと、このように考えているところでございます。

以上、簡単でございますけども、答弁とさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

昨日の新聞で、「身延・下山中 11年度統合」というふうに見出しが出されていますけども、これはもうすでに議会を通っているような、そういう書き方ですけども、私、これを見て、えっと思ったんですけども、これはもちろん、今日、局長に伺ったところ、おととい、取材に来ていたということで、記者が勝手に書いたのかもしれませんが、これだと、ほとんど決まりというふうなことで、今日、ここで討議するのも、なんか差し控えなければいけないような感じがするんですけども、これは議会軽視だと思えますね、私は。こういう書き方をされると、そういう意味で非常に問題があると思いますので、町として、山梨日日新聞に抗議をするというふうな意向はありませんか。まず、それを。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

ただいまの、議員さんのご発言にございましたように、一昨日、記者が議場にまいりまして、提案理由の説明等、細かく記録しておったように記憶しております。そうした中で、山日の判断として、あのような記事をつくったものであると考えております。

内容につきましては、再度もう少し、内容を検討しまして、必要であれば、そうした対応もしていきたいというふうに考えています。現時点では、また、このことにつきましては、教育委員会の中でも検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下山中と身延中の統廃合ということについて、伺います。

先日、課長は23年4月ということでおっしゃってございましたけれども、下山PTA要望書というのには、たしか平成24年度以降に実施をしてもらいたいと、十分な準備期間をおいてやってもらいたいということがあったということで、課長もそのへんについては、ふれておられたんですけども、なぜ、このように急ぐのか。その点を分かりやすく説明していただきたい。非常に多くの説明会の中で、時期尚早ではないかという意見がたくさん出ておりました。それから当然、今、下山PTAの要望書の中にもそういうことが書いてありまして、平成24年度以降にということ、十分な準備期間をというふうに言われている中で、あえて平成23年4月という、1年早めてやるということについて、何か特別な事情がおりないのでしょうか。

それから、課長のこの間の説明の中では、校舎の老朽化が進んでいるのでというふうにおっしゃってございましたけれども、この答申を見ると、答申の7ページに表がございまして、すべて耐震化についてはクリアしている。下山中学校の場合、特に平屋建てなので、特にそういう心配はないというふうに、校長もおっしゃっているという話を聞いておりますけども、それが理由だとすると、非常になんか切迫した事情があるというふうに考えるべきなんです、そのへんについて、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

ただいまの議員さんのご発言がありましたように、校舎の老朽化という部分で、非常に今の校舎の環境の中で、生徒に学んでもらうということは、できるだけ早い段階で解消すべきであると。例えば校舎の床などを見ましても、修繕という範囲に収まっていなくて、修繕をすれば、すべて取り払いまして、新しく造らなければならないというような状況もございます。今の教育環境、下山中学校の生徒の教育環境を考えますと、やはり、少しでも早い段階で、教育環境に恵まれている、少なくとも今の下山中学校よりも恵まれている校舎で、学習活動をしてもらうべきであろうと、こういう判断でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そうすると、非常に床が傷んでいて、今の教育環境になじまないというふうにお考えになったので、24年ではなくて23年にしたという、そういう理由なんですね。それはだから、つい最近、そういうことが分かったんでしょうか。それとも、とっからそういうことが分かっていたんだけど、今まで逆に延ばしていたのか。そのへんについて。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

校舎の老朽化につきましては、審議会で審議していただいた、そうした段階から明らかになってきたことだと、私は思っております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、1番の原因は床の修繕ということで、それ以外のことはないというふうにおっしゃるか、下山PTAという、こういう要望書の中に書かれていることは、すべてクリアしたというふうにおっしゃっていたように思いますけども、その点についても、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

床については一例として挙げたわけでございますけども、校舎全体が老朽化をしているということでございます。保護者から通学の足の確保であるとか、あるいは制服の問題であるとか、あるいは先ほど申し上げました事前交流の問題であるとか、そういった部分につきましては、町としてできる限りの手立てはしていくつもりでございますし、そのへんにつきましては、また今後、ご理解をいただいて進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5 番議員（芦澤健拓君）

この要望書の中には、いろんなことが書いてありまして、その点をすべてクリアしたから、向こうは納得してくれて、それによって今回の統廃合が進むというふうに、この間の説明にありましたけれど、PTAの皆さんは非常に教育委員会を信頼しているというか、いろんなことを指導していただきたいというふうな書き方を、この要望書の中でもしておりますので、今後、そういうことをすべてクリアできるように、PTAの保護者の皆さんももちろんですけども、子どもたちの心の安心も得られるような形で、ぜひ進めていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（望月広喜君）

芦澤君、質疑は3回までということになっておりますので、ご承知願います。

他にございますか。

川口福三君。

○12 番議員（川口福三君）

先ほど、芦澤議員のほうから新聞報道について、ご意見があったわけですが、過去においても静川小学校の校舎問題、やはり、まだ決定もしないうちに新聞報道された。地域の住民、また父兄にとっては、非常に重大な問題であると。ですから今後、この問題だけでなく、すべての問題において、新聞報道においては、行政側でも十分注意された上で、記者との対応をお願いしたいと、このように望みます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

要望だけでいいですね。

（はい。の声）

渡辺文子君。

○13 番議員（渡辺文子君）

下山中学校の校舎の老朽化ということで、私たちも見ている、それは感じているんですけども、そういうふうに建て替えざるを得ないくらいになるまでに、もうちょっと、なんとかならなかったのかなと。もうちょっと、子どもたちの教育環境を整えるための日々、努力はされていたと思うんですけども、急いでも再来年にしなければいけないというようになるまでには、やっぱりそれなりの経過があったと思うんですね。そういう意味では、どこの学校もそうなんですけれども、日ごろから、やっぱり子どもたちの教育環境には十分配慮をして、少しでもいい環境の中で、子どもたちが教育を受けられるようなことを、努力していただきたいというふうに思いますけども、それは早急に、廃校にせざるを得ないほど、ひどかったものなのかどうか。そこまで、どうして放っておいたのかというのが1点。

それから12月7日と8日に、地域の方たちへの説明会があったという、お話を伺いました。回覧板で、それは周知をしたということなんですけども、この問題、前期計画の1つということで町民の関心も高いですし、私たちもこの経過は関心を持っています。そういう意味で、せめて、私たち議員に、そういう説明会があるんだということを知らせていただきたかったなというふうに思っています。もちろん、個人的にはいろんなお話を伺っていますけども、そういうところで、どういう意見が出るのかということも、私たち知らなくてはいけないと思いますので、そういう意味では、そういう説明会を知らせていただけなかったということは残念なん

ですけど、どうして知らせていただけなかったのかということで、2点伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

子どもたちに良好な教育環境の中で学んでもらいたいという願いは、私どもの願いでございます。そうした意味で、教育委員会におきましては、過去におきまして、そうした努力をしてきたおたわけでございますけれども、やはり総合的な行政を進める中において、現状のような形になってきたのだろうと、このように考えているところでございます。できるだけ早い段階で、少しでもよい教育環境、教育施設の中で学んでもらいたいと、このように願っております。

あと地域への説明会でございますけれども、これにつきましては、豊岡小学校・身延小学校の例においてもそうございましたけれども、基本的には保護者の方、あるいは、その学区の地域の方にご説明をさせてきていただいております。今回の下山中学校・身延町学校の例におきましても、今までのやり方と同じような形で進めてまいったわけでございます。

今後におきまして、今、議員さんがおっしゃったような意見もございましたので、その部分につきましては、教育委員会の中で、ちょっと話題として検討させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと伺いますが、23年の4月から統合するということなんですが、そうすると来年1年間、期間があるわけですね。その来年1年間の、小学生から上がってくる、今の6年生ですね、6年生の動きはどうなっていますか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今回の下山中学校・身延中学校の統合計画に関しましては、当然、中学の保護者も対象にしたわけでございますけれども、小学校の保護者も対象といたしまして、説明を進めてまいりました。そうした中で、そうした小学生の保護者につきましても、ご理解をいただく中で進めてきているというのが現状でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、来年、中学1年生にあがる子どもたちは、全員が下山に行くという理解でいいですね。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

校区の指定ですと、下山中学校に入ることになるという形になります。ただ、特殊な事情が

ある場合につきましては、他の中学校へということもございます。これにつきましては、指定校変更に関する取り扱い要綱というものの基準に則りまして、教育委員会の中で判断をして決定するということになろうと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

前から、私、いろいろな、プライベートの部分でも話をさせていただきましたけども、こういう1年、間が空くと、地元の方々が今、いろいろな事情と言いました。学校を変えていくというのは、いろいろな事情があるんでしょうけども、基本的に一番の事情は、それは口には出さないんでしょうけども、どうせ再来年から一緒になるのであれば、今年1年入れて、向こうへ移るよりも、今から向こうへ入れてしまおうと。そういう考えになるんですよ。そうなったときに、地元の中でPTA同士がいろいろな背中あわせになる。そういうことが実際にあるんですね。そういうところも含めて、私は以前から対象になる小学生、例えば小学校だったら保育園の保護者も、中学校だったら小学校の高学年のPTAの方々にも理解いただいて、やらなければいけないという話をさせていただいたはずですよ。そのへんがどうも、今の話を聞くと、おそらく下山に行かないで、身延のほうに行く方が何人か出てくるような気がするんですね。そのへんの指導をやはりちゃんとしていただかないと、地元にしこりを残すということになるんですよ。そのへんを最後に聞かせてください。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今の議員のご意見、十分考慮する中で、今後、慎重にそのことにつきましては、進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第105号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第106号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第107号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第108号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第109号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第110号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第111号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第112号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第113号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第113号 一般会計の補正なんですけど、これは臨時議会で決まった職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ということで、38ページに一般職、総括ということで、この減額の1,322万4千円という数字があるんですけど、大体、これが今回の減額の金額だと理解してよろしいでしょうか。

○議長(望月広喜君)

総務課長。

○総務課長(広島法明君)

今回の補正につきましては、議員さんが言われます、この前の臨時議会に伴うもの。それと、そのほかの異動等に伴うものです。臨時議会での給与改定、特別賃金等の改定に伴う影響額としましては1,292万円。そのほかは、ほかにかかる数字です。

以上です。

○議長(望月広喜君)

他に質疑はございませんか。

日向英明君。

○9番議員(日向英明君)

この補正を見ますと、24ページ、あるいは25ページ、26ページ、27ページ、それぞれ多額の財源の組み替えがあるわけなんですけども、私は組み替えそのものがどうだこうだという

ことを質問しているわけではないんですけど、財源組み替えの主な理由、例えば今年の当初予算を見ますと、道路新設改良費1億1,749万4千円というのが今年の当初に載っているわけですけど、今度の補正を見ますと、27ページの中に道路新設改良費、工事請負費1千万円が財源組み替え、載っておられるんですね。こういうようなことが、今、言うとおりの、24ページ、25ページ、金額の大きいものだけ、私が拾ってみたんですけど、あと小さい金額も合わせると、質問の第1点が、財源組み替えがこの補正の中で総額どのくらいがあったかどうか、これが第1点であります。

2点目としては、その財源の組み替えはどのような、もちろん、3月の当初予算の中で決められたことの中で、この財源組み替えが補正で行われたものですけど、その大きな金額の、主な財源組み替えの理由、この2点について、お聞きします。あとで、またちょっと、違った部分でお聞きしたいと思いますけど、とりあえず、この2点をお願いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問について、お答えをいたします。

財源組み替えということでございますが、財源組み替えは本町で、当初予算をつくり出すときに、今回の場合ですと、特に公共施設整備基金を取り崩すと。歳入のほうで見ていただければ、13ページですけれども、6,925万円を、一番下になりますが、公共施設整備基金を取り崩しますという当初予算を立てたところでございます。

これはその後、普通交付税、あるいは繰越金等が決定をしてきました。それで本町の、特に大きな一般財源であります地方交付税、あるいは繰越金等が、余裕がある程度できましたので、基金を取り崩さない。一般家庭で言いますと、貯金をおろして、その財源に充てていたわけですけども、今回は貯金をおろさないで、一般の給料の中でやりくりができますよということで、財源組み替えをさせていただいたところでございます。

主な財源組み替えは、この公共施設整備基金の繰入金の財源組み替えということになります。その他、国庫が多少増えた、歳出は変わらないという場合であれば、国庫県費も多少、財源組み替えをしているところもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

財源組み替えについては、私もそんなようなことになっているんじゃないかと思っはいるわけですけど、あと1点、補正とは関係がないことで、適切な質問になるかどうか、ちょっと私も自信がないわけですけど、この12月に、いわゆる特別交付税が県を通じて、本町にも昨年は4億ちょっとだったと思うんですけど、今年は政権が交代した分がありますし、昨年度、それだけいただいたわけですけど、その点、今年はどうなふうな特交の見通しがあるかどうか、そのへん、また特交についてはどのような、例えば2億円、3億円、いただいたときに、その財源をどんなふうに使おうとしているのか、そのへん。もし、よろしかったら。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

特別交付税についてでございます。特別交付税は12月に一部、ルール分が交付されるというようなことになりまして、最終的に総額といたしましては、3月に交付決定がございませぬ。当初予算では2億5千万円、予算計上をしておりますが、決算ベースになると、4億円を超えと思ひます。これから、まだはつきりいたしませんので、補正というわけにはまいりませぬけれども、特交をたくさんいただければ、今、財源組み替えをしたように、当初予算では財政調整基金等を取り崩しております。それらも財源組み替えをして、基金を取り崩さないような方法をとりましたので、あるいは来年度に向けての繰越金、それから基金の積み立て、あるいは繰上償還等が、余裕ができましたならば、その財源に充てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

29ページに工事請負費、それから備品購入費、これは庁用器具費、差金ということで、両方を合わせると900万円近い差金が計上されているわけですが、これはこういうような大きい金額になるということは予測ができなかったのかという点が1点。

それから、たしか保育所のほうでも、同じような飛散防止フィルム設置工事というのがあったように記憶しているんですが、そちらのほうでは、差金が出なかったんでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、飛散防止フィルム等の部分、それから庁用器具費の身延地区の教職員のパソコンということで、国の経済対策の中で実施をしたものでございます。例えばパソコンの購入にしろ、飛散防止にしろ、全国規模で行われている部分がございます。業者間の競争等により、かなり安くできた部分等があると思ひます。その中で、これほどの大きな残額が出たと、われわれは考えております。

なお、保育所の飛散防止ですが、現在、工事のほうをやっておりますので、また減額の補正が、確定をいたしますれば出ると考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

34ページに体育施設費、これは遅沢のスポーツ広場トイレ設置工事に関するものなんですが、13節で委託料、社会体育施設測量設計・用地調査業務82万6千円。それから15節の工事請負費が、これがトイレ設置工事ということになっておりますけれども、大体、測量設計ですとか、設計ですとか、それから設計管理というふうなものと、それから工事が別建てになっていることが多いんですが、これは何かメリットがあって、そういうふうになっていると思うんですが、そのメリットについて、お聞きしたいのと、それからこういう形で委託料と、それ

から設計工事、工事を別建てにすると、逆に割高になるのではないかなというふうに、素人考えで思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問でございますが、委託料と工事の予算を一緒にということでございますが、これは節の区分で、そういうふうになっております。また、委託をする業者は委託の業者ですし、工事をする業者は土木業者ということで、全然、違いますので、これは節の区分の中で、このようにしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、別建てにするほうがメリットがあるということなのか。あるいは、よく設計と工事を一緒に請け負うというふうな、これは一般の家庭の工事なのかも分かりませんが、そういう業者の謳い文句が結構、あちこちで目につくんですが、そういうものとは、まったく、公共工事とは違うものだというふうに考えたほうがよろしいのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問でございますが、町で委託業者、それから工事業者に発注をする場合、入札をする場合、町に指名参加が出ていないと工事ができない。あるいは委託もできないというような形になります。それぞれ両方をという会社があれば別ですけども、ほとんどの場合が委託は委託として出してくれますし、工事は工事の土木業として申請を出してくれますので、公共工事の場合は、こういう形で分かれております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

20ページの障害福祉費の扶助費についてですけども、4項目ほど挙げられておりますけども、もう少し具体的に、ある程度、説明がありましたけども、内容をもう少し、詳しく説明していただきたいということと、これらの扶助を受けられる障害者の本町における数を教えていただきたい。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

20節の扶助費3,719万5千円は、説明欄にあります最初の重度心身障害者医療費助成699万8千円は、昨年度からの窓口無料化に伴い、当初、見込んだ医療費よりも利用が伸び

たための増額補正であります。

次の障害福祉サービス事業費 2,605万6千円は、この中に5つの事業がありまして、内訳としましては、介護給付費 1,675万9千円は平成21年4月から、財政課長が説明しましたように、福祉サービスの報酬がプラス5.1%、改正されましたことと、当初の利用者数と実際の利用者数との見直しによる増額であります。

次に訓練等給付費 395万3千円につきましては、当初の利用者数と実際の利用者数との見直しによる増額であります。

それから特定障害者特別給付事業 500万9千円につきましては、当初の利用者数を30人で見積もりましたが、利用者が56人になったことによる増額補正であります。

それから高額障害者福祉サービス事業費、マイナスの12万2千円につきましては、利用者は1人ですが、当初見込んだ額ほど利用量がありませんでしたので、減額補正をしたものであります。

それから障害者自立支援対策臨時特例交付金事業 45万7千円につきましては、事業の実施が10月からで、当初予算では計上できなかったための増額補正であります。

以上の5つの事業の合計が、合わせて2,605万6千円であります。

次の障害児者補装具の支給 45万5千円につきましては、義足やオーダーメイドの車イスなど、金額の大きな補装具の給付があったための増額補正であります。

それから4つ目の、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業 368万6千円につきましては、国の事業が確定したのが11月に入ってからだったために、この12月補正の計上となったものであります。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

望月明君。

○2番議員（望月明君）

これらの補助を受ける方が、どのくらいの数がいるのかということをお願いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまの利用者の数のご質問ですが、先ほど申しましたように、例えば、障害者福祉サービス事業費の2,605万6千円の中にも、先ほど申しました給付費の1,675万9千円を説明しましたが、この中にもさらに7つの事業等が含まれています。それから訓練等給付事業につきましても、5つの事業がこの中には含まれております。そのような中で、それぞれの個々の事業にそれぞれ利用者数がありますけれども、参考に申し上げますと、介護給付事業の中でも、居宅介護事業費があります。これにつきましては、当初の利用者数を申請者の23人で見積もっておりましたが、実際の利用者数は17名でありましたので、248万円の減額補正をさせていただきました。

次に生活介護事業です。これも介護給付費の中ですが、当初の利用者数を27人で見積もっておりましたが、利用者数が24名だったため、また報酬が改正されたことに伴いましての増額補正、315万円あります。

次に児童のデイサービス事業費でありますけれども、当初の利用者数を4人で見積もっておりましたが、利用者数が少なかったため、減額補正の19万円をさせていただきました。

次に共同生活介護事業費でありますけども、当初の利用者数を4人で見積もっておりましたが、多い月には9人の利用があったために増額補正として96万6千円をさせていただきました。

次に短期入所事業ですけども、当初の利用者数を11人で見積もっておりましたが、利用者が少なくなったために減額補正として、マイナスの31万1千円の減額補正をさせていただきました。

次に施設入所支援事業費ですけども、当初の利用者数を23人で見積もっておりましたが、新規利用者および事業の体系の移行に伴いまして、利用者数が27人になったことによる増額補正で、637万1千円を補正させていただきました。

それから旧法施設支援事業費ですけども、当初の利用者数を53人で見積もっておりましたが、利用者数が55人および報酬の改定に伴いまして、925万7千円の補正をさせていただきました。

以上が、先ほど申しました介護給付費の1,675万9千円であります。

次に、訓練等給付費の5つの事業の内訳を説明させていただきます。

まず最初に就労継続支援事業費につきましては、当初の利用者数を8人で見積もっておりましたが、利用者数が10人になったことにより、332万7千円を増額補正させていただきました。

次に共同生活援助事業ですけども、当初の利用者数を19人で見積もっておりましたが、利用者数が15人だったことによる減額補正としまして、マイナスの158万3千円を減額補正とさせていただきます。

次に就労移行支援事業ですけども、当初の利用者数を1人で見積もっておりましたが、利用者数が3人になったことによる増額補正として、292万5千円を増額補正させていただきました。

次に自立支援事業ですけども、当初の利用者数を2人で見積もっておりましたが、利用者数が1人だったことによる減額補正として、228万1千円を減額補正とさせていただきます。

それから自立支援の生活訓練事業費ですけども、当初の利用者数を1人で見積もっておりましたが、利用者が2人になったことによる増額補正としまして、156万5千円を増額補正させていただきました。

以上で、説明を終わります。

○議長（望月広喜君）

ほかに質疑はございますか。

草間天君。

○10番議員（草間天君）

25ページの農業振興費の補助金、有害鳥獣防除施設資機材補助金、当初が796万円ということでしたけども、この資機材はどのようなものなのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

資機材の内容についてのご質問だと思いますが、今、町内で行われておりますものにつきましては、ネット関係ですね、有害鳥獣を防除するネット関係、あるいは電気柵、一番多いもの

が、この電気柵であります。それと、あとはイノシシの網というので、これはまれにありますけども、そういった有害鳥獣が田畑に入らないようにする、その資機材でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

ネットとか電気柵ということのようですが、これは何件なんでしょうか。件数は。だからネットは大体、何カ所とか、電気柵が何カ所とか。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

当初予算で見積もらせていただきました796万8千円に対する、今までの実績についてお答えをさせていただきたいと思いますが、イノシシの網につきましては1件で、10メートルでございます。ネットにつきましては9件で、773メートル。電気柵につきましては40件、4,907メートル。合わせますと、計62件の申請に対して、現在、支出が行われております。今後、昨年の実績から予想しますと、今回の補正をお願いしたという状況でございます。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

今の草間議員と、ちょっと同じような質問になろうかと思いますが、この有害鳥獣の機材、27件分のうちの、今、説明がありましたような、電気柵をはじめ、いわゆる畑への防護柵。だけど、どこへ行っても、イノシシやサルが増えてしまって、せっかく作った大根が、もう台無しだというような状況ですね。防護することも必要なんですが、下の林業費の中で、猟友会へのお願いで150万円、報償費が盛られておりますが、やはり捕獲をすることによって、有害鳥獣対策として必要ではないかと。役場のほうでも檻が何基かあるようですが、申し込みをしてもなかなか連絡もないし、空かないのかどうかと。ですから、農家としてみれば、自分の作った作物は、できるだけ、そういった被害にあわないような形でもって、収穫しようと努力はしているんですが、やはり行政側としての対応といえますか、檻をお願いしても連絡がないというようなことも聞きます。ですから、この有害対策問題は、やはり、そうした電柵も結構でしょうが、地域においては、やはり大々的に、共同で設置されているところもでございます。

先日、まだ4、5日前、夜子沢の部落へ行きましたら、おばさんたちが朝、4、5人で話をしているんですね。何かあったのかなと思って、私も立ち止まって聞いたんですが、もうサルが来て、夕べは車の中で一晩、サルの番をしていたと。行ってみたら、結局、電柵も、大きいサルでしょう、あの細い線を切ってしまうと、中へ入っていると。ですから、この対策が果たして、有効かどうか。ですから、そのへんも検討された上で、こういった予算措置も講ずる必要があると。これは産業課としては、非常に農家にとっては、大きな問題であろうと。ですから、そのへんで、行政側でももう少し真剣に対応していただきたいと私は望んで、答弁は求めません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

28ページですが、全国瞬時警報とあります。これは、この間、説明があった中では、衛星を使った中で、東海沖地震だとか、そういうものの警報を瞬時にという話だったんですが、もうちょっと詳しく言ってもらいたいのと、この瞬時というのはどの程度なんですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

財政課長のほうからも話がありましたけども、この全国瞬時警報システムにつきましては、対象となる情報の範囲ということで、津波警報、緊急火山情報、津波注意報、震度速報、気象警報等、東海地震予知情報等、臨時火山情報等ということですけど、どの情報を、同報無線を自動起動して住民に伝達するかは、市町村が選択すると。決めるということで。身延町なんかは、津波等は必要ないだろうということで、火山につきましては、富士山の火山の噴火等が想定される場合、身延町にどの程度の影響があるかで入れるかどうかは今後、検討をします。それと、この瞬時というのは、一番はじめのものは、地震情報、津波情報等が消防庁に入りまして、そこから人工衛星を使いまして、人工衛星から直接、都道府県市町村の防災無線に。防災無線自体に、その施設をリンクして、国のほう、消防庁のほうからの情報を瞬時に、その瞬時が何秒かはちょっと分かりませんが、そんなところです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

今の内容で大体分かりましたけども、結局、消防庁なりなんなりの国の機関からの情報が出ますね。そういう警報かなんかが出ますね。それを衛星を通じて、町の防災無線にリンクすると、そういうことですよ。それはダイレクトに町民のほうにいくわけですけど、これをやることによって、逆に町の防災無線、そちらのほうの整備も、これは必要になってくるんじゃないですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これは今ある防災無線はそのままに、それにプラスという形です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと話が変わってくるんですけども、今の防災無線そのものが、では完璧かという、これはちょっと完璧ではないような気もするんですよ。そういうところも含めて、今後、この瞬時警報を入れるということによって、ある程度、町で今、使っているものも整備せざるを得なくなるというふうな感覚で僕はいるんですが、そのへんはどうですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは、この瞬時警報システムを入れる、入れないに関わらず検討します。

○議長（望月広喜君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいまの関連といいますか、今、テレビとかラジオで地震警報というのを出すことになっておまして、当然、ラジオを聞いている人は、それが聞けるわけですけども、町内にあるトンネルが聞けるところと聞けないところが、たぶん聞けないところが多いんじゃないかと思うんですけども、そういうところのトンネル内でのラジオの視聴が可能になるようにということで、この間、常任委員会のときに、ちょっと話をさせてもらったんですが、そういうのは、当然、町道、国道、県道、いろいろございますので、その管轄にお願いしなければいけないんですけども、町としては、この点について、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

町道の関係、国道の関係の質問ですが、現在、そういった調査をあんまり、現実、していません。県とも話をしながら、直ちに建設課として、そのようなことのないように動いてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

児童福祉費の中で、お伺いたします。

子育て支援医療費1千万円、その中で医療費助成300万円であります、この家庭数と人数について、お伺いたします。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

質問にお答えします。

まずはじめに、子育て支援医療費でございますが、今年度から6歳から15歳までに年齢が引き上げられまして、対象人数は0歳から15歳まで、1,482人、これは12月1日現在ですが、みております。そしてひとり親家庭の医療費助成でございますが、12月1日現在、72世帯、186人でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

民間保育所の費用について、お伺いいたします。

民間保育所運営費とありますが、これは民間に、いくつかの保育所へ何人行って、その保育園に対して、1カ所何人かで、おそらく保育所によって、保育所ごとに違うと思うんですが、その保育所ごとの経費というか、費用というか、それをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私立保育園に対する運営委託料でございますが、基本的には乳児、1歳から2歳児、3歳児、4歳児と4つの形で単価が分かります。また、保育所の定員によっても分かります。例えば45人の定員と、例えば120人の定員とでは、乳児の単価が変わってきます。そして現在、今回の補正に至ります1,575万1千円を補正させていただきましたけども、これは当初の計算した人数に比べての増員のための補正でありまして、下山西小保育園に対しましての補正が518万4,670円。そして大野山保育園に対しまして、609万8,990円。定林寺立正保育園につきまして、524万5,760円。あと、そのほか小さいものとして、南アルプス豊保育園、市川保育園、山保へき地保育園、第2上河東保育園、博愛保育園、市川南保育園、合計9カ所の施設の保育所に対する運営費の委託料でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

教育総務費でございますけども、15節工事負担金、学校の窓ガラスの強化ということで、何校やって、どことどの学校をやって、どういうことで、これだけの金が残ったのか、伺います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

29ページでよろしいでしょうか。工事請負費の380万6千円の減額。この内容でございますけども、先ほど財政課長からの説明がございましたけども、一応、下山小学校を除く、すべての小中学校のガラスの飛散防止対策、これを行いました。工事の単位といたしましては、旧町ごとに工区を分けまして、3つの工事として発注をいたしましたわけでございます。その請負差金がこの金額になったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

校数は13校でございます。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

他に。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

2点、お伺いいたします。

まず1点目、今回の補正について、お聞きします。

今回の補正は約2億円弱、1億9,300万円の増額補正でございますけども、中身はほとんど、人事院勧告による職員の給与の減額、含めて、国の事業の凍結による施策の減額等が含まれている中を1億9,300万円の増額補正になっている。その要因を考えたときに、当初、私どもの3月、当初予算は87億円ベースでやられてきまして、町長は随所で財政改革に取り組んで、職員の意識も変えて、財政改革に取り組むとおっしゃられておりましたし、そのとおりだと思っております。当初で80億6,800万円の予算を組むということが、すでに私どもは町長の取り組みの姿勢を大変、評価をしていたところでございますけども、今、96億2千万円に12月補正でなります。最終決算ベースでいくと、いくらぐらいになるのかなという不安が1つと、町長はこの補正の中で、財政改革をどう取り組んできたのか、そのへんが指摘できるのであれば、お答え願いたいと思います。

2点目は、予算書の中でいくと、20ページあたりに3款2項のあたりで、児童福祉費の中で保育園、保育所の、先ほど、どなたかの質問にありましたように、いろいろの支出がございます。聞くところによると、数年前に私も、公立保育所の園児の減少に伴う、統廃合を考えていかなければいけないではないかということをおし上げてまして、それに取り組んでいただいたような感じはします。

今現在も、何か聞くところによると審議会、いろいろの形の中で、住民の皆さんのご意見を聞いているように思います。学校の問題もそうでしたけども、そういう中でやられておって、どうなっているかが私ども知りませんものですから、つい、いろいろなものが出たときには、まだ時期尚早だ、拙速だ、説明不足だという話が飛び交うということがありますものですから、予算の、この中では、民間保育所の経費と比較がございます。そんな小さな問題はともかくとして、保育所をどういうふうに持っていこうとしているのか、今、審議している内容を含めまして、町長にこの2点をお伺いしたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

当初予算、87億円等がだんだん膨らんでおるということでございます。国の経済対策と実証した部分とか、そういうもので、当然、補正をしていけば、総額の予算額は増えてまいります。特に経済対策なんかは、国の真水、100%、10分の10のお金ですので、そういうものについては、積極的に取り組んでいた結果だと思っておりますが、今後、また新政権の中で、新しい経済対策等が出てくれば、また積極的に取り組んでいきたいと思っております。最終的に予算額は、そういう対策があれば、これからも増えていくと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

保育所の統廃合の関係について、述べさせていただきます。

去る19年の11月に、町立保育所廃止等検討委員会が設けられました。そして15人の委

員の中で、2年間にわたり審議を続けてまいりまして、去る12月に内容がまとまり、町長に意見を提出したところでございます。

この委員会の構成の中には、保護者代表の方5人、また地域の関係の代表の方とか、いろいろな方が混じっておるわけでございます。15人ということございまして、内容的には主に具体的な、例えば効率化の問題、またサービスの問題、そういったところで、多くの審議をしてまいりました。具体的に、例えば何年、今の町立保育所を、今の5園であります、何年までに何園にしろと、そういう結論は見い出せることができませんでした。その中において、今、やっているサービス、延長保育のサービスであるとか、送迎のサービス、そういったものについて直ちに検討をし、保護者の要求に応えるよう、前向きに検討していただきたいというような意見が出されました。そして、基本的な一致の中には、たしかに今、議員さんがおっしゃられましたように、人数が今後減っていくという中において、今のままではいけないなという気持ちは委員さんの中にはありましたが、具体的に、先ほど申し上げましたように、町立の保育所を5園から例えば2園、3園、また1園、そういう結論は先ほども申し上げましたが、出ることはありませんでした。

今後、また保育所の問題につきましては、意見書の中におきまして、地域の皆さん、またいろいろ実情、保護者の要求等を考え、早急な今後の検討をお願いしたいという結論の中での配置等検討委員会での意見書でございました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1点目の予算額についてのご答弁、ありがとうございました。

当然、国の施策、そういうものを引き受けてやっている。特にわが町は、国の交付税に依存が45%という中であれば、その影響によって、予算の総額が上下してくることは当たり前でございまして、ただ、私どもが承知している身延町の予算の健全な規模というのが、いろいろな要素の中で、70億ベースだと言われ続けております。それは、ものの取り方ですから、いいや、とんでもない80億ベースだよという方もあるかもしれませんが、一般的に要素を取り入れると、70億ベースと。そういうことで町長は、当初予算を厳しく抑えて、組み立ててきたのではなかろうかと。今現在、来年度の予算編成に向けて、そのへんを意識した中の補正が組まれているわけですから、そこではなんらかの表れ方があって然るべきだなと、こう思っでの質問でございました。当然、いろいろなものが明日の状態も分からないくらい変動します、変化もします。ですから予測は立てられないけども、町長、常に行財政改革に向かって推し進めてきたと言っておりますので、その一言、さらに強く、そのへんをお聞きしたかったということございまして、これは小さな数字の問題とか、やっている問題とかということで質問したわけではありません。皆さんが共通認識として、町長の口からお答えいただくと、分かったということで、これからの考え方に、私どもも論議をもっていけるのではないかとということで質問いたしました。

もう1点。今の子育て支援課長のほうからご答弁がありましたように、保育所をどういう運営形態にするか。そして、統廃合なんてことが先にあるわけではありませんけども、どうするかの検討を加えていくということは、町としてどうあるべきかを、審議会を問うているわけで

す。そうですね。何を審議会に、答申を求めたのか。そのへんが、私どもが、町がやっているというのは、よく分からないなという点にぶつかるんですよ。町は何を目的として、審議をしていただく、なんか先ほど言われたように、5人のこういう人がある、それはそれで何人あるのが構いませんけども、何を求めたのか、どうしようとしたのか、審議委員会というんでしょうか、検討委員会でしょうか、検討委員会がこういう回答しかしませんでしたよ、そうですか、それで終わりということではないですね。これからも検討していく、いつまで検討するのか。検討委員会に依頼するときは、いつまでとか、そういうものをもって検討しているはずですよ。いろいろな審議会が町の中にあります。みんな、そういうものもいつまでにお願ひしたい、いつまでにこういう項目を、是か非かを問うという形で、検討委員会を立ち上げていると思うんですよ。それがどんな回答であっても、きちっとした答申をされていなければ、さらに求めて、このことの方を明確にしていきたいと思ひます。

ですから、こういう補正予算でもって、いろいろなことを聞こうと思ひても、そのへんがどうなっていくか分からないから、中身を細かい数字のことをいちいち聞いてみてもしょうがないということになりますから、今のようなご質問になりました。そのへんをきちっと、お答へ願ひたいと思ひます。町とすれば、保育所をどういふふうに持っていくのか。私たちは、なんにもそのへんが分からないから、検討委員会に聞いているよではないですね。何かの意思を持って、聞いているはずですよ。何をもちて検討委員会に、何を問うているのか。実は、検討委員会の方にも、そういうことを言われたんですよ。その2点を、再答弁をお願ひします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの補正で、お金が増えていくではないかというようなご質問でございますけれども、おっしゃるとおり、補正で87億円から増えていることは事実でございますけれども、内容につきまして、若干、説明をさせていただきますと、私どもが本年度の当初予算の作成の時点において、それぞれの地域から出ている問題、それから経年の問題等々について、どういう形で施行するかというような部分について、検討をしております。

その中で、必要の高いものはなんだろう、どれだろうということで、決定ではないんですけども、予算をつけてもらったわけですけども、しかし、そうしますと、それが国の補助、あるいは町の単費をつぎ込まなければなりません。国の補助であっても、補助裏が、当然、事業によりますと、3分の1だけが国の補助で、あとの3分の2は町単を、町のお金を出していかなければならない、こういうようなことの積み重ねをしておたわけです。それでは、いかにも、私どもの町では財政が成り立ちません。したがって、たまたま、前政権が補正予算を組みまして、そして、その中で整備対策等々の事業を打ち出しました。しかし、そのときには、こういうものがあるから、町でどうですかというのではありません。町で、こういうものをしていから、ぜひ、それにお金をつけてくださいということで、今まであった町単で、あるいは補助を受けて、補助裏を3分の2とか、あるいは2分の1を出して施工しなければならないものを、先ほども話がありましたが、真水、要するに補助100%、国庫補助100%へ切り替えました。

したがいまして、金は増えていますけれども、私どもの、ここにもありますけれども、13ページですか、先ほども、どなたの議員さんからでしたか、質問がありました6億6,920何万

円を、どうしてマイナスになるんだという部分についても、簡単に言いますと土木の工事、あるいは林務の工事、それから農務の水路、その他も今、各所でやらせてもらっております。今からも入札するのも残っております。それらも真水で施工をさせていただく。

先ほども話がありました学校の体育館の雨漏りの修理、それからガラスの問題、さらには今後、地震マップなんかについても、本来ですと、あれは補助金がついて、あとは、町で補助裏を出さなければならぬんですけども、それもなんとか、100%真水でできませんかと。これは私が決めたことではありませんので、私どもの職員が、それぞれ自分の持ち場で、アンテナを高くして、こういうのがあるよと。では、なんとかして、真水をもらいましょうと。こういうことでやらせていただいたと。金は増えていきますけども、単費のほうは、町単のほうは、まだ残っていて、取り崩しをしないで返せるということで、ご理解をいただきたいと思ひますし、今後、私もいつも開会のお話のときにも、毎回、申し上げていきますけども、国の動向で、本当に私どもの町に有利なものがどこにあるかということ、アンテナを高くして頑張りましょうと、そういうことを常々言っておりますし、今回も年が明けますと、通常国会に7兆3千億円でしょうか、今度、出るはずなんです。これも補正ですから、この中で、まだ私どもに真水で使える、真水として私どもに使える部分はないかどうか、この点を十分、今まで以上に検討して、財政が少しでも有利になるように、そして地域の皆さんの生活環境がいい生活環境になるように努力をさせてもらうつもりでありますので、ご理解をいただければありがたいと思ひます。

それから、あと1点。先ほど、保育所の関係の検討委員会から、実は12月8日の日に意見書を提出いたしました。このことは事実でございます。その後、9日が全員協議会、その他、もうすでに議会が進んでおりますから、私ももちろん、一読、二読はさせていただいておりますけれども、その内容を100%にするには、まだ理解をしております。したがって、また議会が終わりましたのちに、再度、その内容について、私自身も、どういう意見書が出ているのかを検討させていただいて、場合によっては、そこの委員長さん等々にお聞きをする中で検討をしていきたいなど、こういうように考えておりますので、ご理解をいただければありがたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第114号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第115号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第116号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第117号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第118号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第119号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第120号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第121号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第122号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

議案第122号について、お伺いいたします。

これは町道としての新しい認定ですが、この認定のあと、工事計画について、お伺いいたします。また、これと関連して峡南橋、5月28日、県のほうへ移管されたという報告がありましたが、峡南橋のほうは、この町道のほうの関係はどうなっておりますか。この2点について、お伺いいたします。

○議長(望月広喜君)

建設課長。

○建設課長(柴原信一君)

町道の路線認定についてのご質問であります。この路線につきましては、飯富地区の西側に位置する道路でありまして、周辺に農地・住宅が点在し、未改良の道路です。平成18年度に地元から要望がありました。19年度から飯富区の皆さまと協議をいたし、各種、調査等に取り組んできました。いよいよ、目途が立ちましたので、路線認定の議決をお願いするものです。

一応、計画といたしましては、3年計画で、幅員4メートル、路肩が50センチずつ、右、左にありますので、合計5メートルです。車道としますと、5メートルで、延長210メートルを計画しております。それと峡南橋の件であります。峡南橋につきましては、平成20年10月24日に町長就任以来、峡南橋を1日も早く県道へ編入のお願い、話をしてこいということで、そんな命を受けて取り組んできたところであります。

本年の5月28日に県の告示第175号にて、県道市川三郷・身延線の道路区域の変更告示がありました。したがって、手続き等も終わりましたが、もう県道ということになっております。そんなことで取り組んできたところであります。本年度は4系間、峡南橋があるわけですが、右岸側と左岸側、2系間を橋梁塗装していただくということになっております。次年度、平成22年に残りの真ん中の2系間ということで、橋梁の塗装をしていただくことになっております。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

工事請負費においては3年という計画のもとに、今後、道路が新設されるわけですが、この飯富地区の人たちは、大雨の際に非常に、まち中へ雨水が流れ込むというようなことから、この新しい道路計画においては、その排水問題を十分、地域の人たちと協議の上、できるだけ、山川の排水処理がスムーズにできるような形をとっていただきたいと、このように願うわけですが、そのへんの行政側との話し合いは、どうなっていますか。

○議長（望月広喜君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

飯富区の皆さまと協議の中で、その排水の問題が一番大きかったです。そんなことで、当初は小さい側溝でしたが、排水溝はすべて、排水については、すべて富士川に流すようにということでしたので、国土交通省さんと協議をしながら、すべての排水については、富士川のほうに持っていくということになっております。

ただ、飯富病院付近の排水については、雨が降ると、かなり水が溜まるようです。現状も見ているわけですので、今後、本線の富士川の関係の協議をさせていただいて、なんとか排水を処理していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第123号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第104号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第104号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

この条例は下山中学校を廃止するもので、この町の今ある14の小中学校をたった3つの小中学校にしてしまうという計画、前期計画の1つです。私は基本的に今ある学校は、残すべきだと思っております。長い歴史のある学校が廃校になる。このことは、地域や保護者の方たちに苦渋の選択を迫るものです。地域から学校をなくすという話を、行政から始めることは間違いだと思います。ありとあらゆる手を尽くして学校を守り、地域を育てていくという決意が行政には必要です。この統廃合計画は、白紙に戻すべきです。

○議長（望月広喜君）

反対討論が出ました。

賛成討論。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第104号の身延町立学校設置条例の一部改正の条例について、賛成討論をいたします。

この下山中学校と身延中学校の統合問題は、合併以前からの問題でもございました。行政側でも長い間において、地域住民との対話の結果、住民、またPTAとの了解もとれ、今回、この条例案が提出されたものと思われま。今後、やはり、町としても十分な地域の理解を得る中で、この統廃合問題は進めていただきたいと思います。

この下山中・身延中の統合問題においての条例案においては、賛成をいたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第105号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第106号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第107号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第108号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第109号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第110号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第111号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第112号について、討論を行います。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第113号について、討論を行います。
討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員(渡辺文子君)

議案第113号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第7号)について、反対討論をいたします。

1点目、この予算は11月25日、第5回臨時会において決まった身延町職員給与条例の一部を改正する条例の具体化です。民間企業の基準ともなっている公務員の給与の引き下げは、民間中小企業の賃金にも影響を与えます。そして子どもを高校、大学へ進学させる世代の公務員にとっては、夏に続き冬のボーナスの減額の影響は大きいと思います。

2点目、教育費のうち豊岡小学校の廃校に関わる予算は認めることはできません。

○議長(望月広喜君)

渡辺文子君から、反対の討論がございました。

次に、賛成の討論を求めます。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

それでは1点目のことにだけ、賛成の討論を。

ご存じのとおり、国家公務員は争議行為を禁じられておりまして、労働に関する身分保障は人事院の勧告によって、民間是正による、たしか50人以上、それから1千人までの事業所を無作為に抽出して、それらとの金額、あるいは給料の差額、そういうものが出たときにはじめて人事院勧告が出るわけでありまして、ときによっては上がる場合もあるし、また今回みたいになる場合もあると。したがって、人事院の勧告について、本町もその例によって下げるとということについて、私は賛成をいたします。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

反対討論の2点目の合併統廃合についての予算が盛られているので、この補正予算は反対だというご意見でしたが、賛成の立場から。

まず学校統廃合問題、下山中学校、今議会に条例改正が提案されて、まだ可決はしてありませんけど、それをみでの予算案でございますので、これが含まれていたからといって、もし豊岡の部分も可決を、条例改正が可決をしてしまっているものが反映された予算案だとすれば、当然、認めざるを得ない予算案ということで賛成をいたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

他に討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第114号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第114号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、職員の給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対をいたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、賛成の討論を求めます。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

給与に関わる問題でございますけど、先ほどの同僚議員の日向君の賛成討論と同じ意味で、賛成いたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論はありますか。

（ な し ）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第115号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第115号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対いたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、賛成の討論を求めます。

（なし）

他に討論がないので、討論を終結いたします。

議案第116号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第116号、この予算についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対いたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、次に賛成の討論を求めます。

（なし）

他に討論がないので、討論を終結いたします。

議案第117号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第117号についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対いたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、賛成者の討論を求めます。

討論はございますか。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

先ほど申し上げたように、給与改定を可決しておりますものですから、この具体化を、この予算の中で出てきたものですから、これで賛成です。反対者のすべての事件に対する案件は同じ意見でございますので省略させていただきますが、まったく、そのとおりで、全部可決したものの具体化の予算計上ですので、賛成いたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第118号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第118号についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対を

いたします。

○議長（望月広喜君）

次に、賛成者の討論を求めます。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第118号についての賛成討論をいたします。

この人件費の問題は、人事院勧告に基づく減額の公務員の給与の改定案です。公務員は人事院勧告において昇給もあるわけです。こうした経済情勢の中、民間企業も非常に低迷しているというような状況の中で、人事院勧告のもとに、この条例案も提出されております。この立場から、私は賛成です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第119号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第119号についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対をいたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、次に賛成者の討論を求めます。

（ な し ）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第120号について、討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第120号についても、職員給与条例の一部を改正する条例の具体化ですので、反対をいたします。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君の反対討論に対して、次に賛成者の討論を求めます。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

人事院勧告により減額というような状況の中で、私は、この条例案に賛成いたします。

○議長（望月広喜君）

他に討論もないので、討論を終結いたします。

議案第121号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第122号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第123号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第104号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第105号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第106号 身延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第107号 峡南広域行政組合格約の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第108号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第108号 峡南広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合格約変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第109号 山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合格約の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第110号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第111号 峡南地区の市町村指導主事を共同設置している地方公共団体の数の増減及び「峡南地区市町村指導主事共同設置規約」の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第112号 「峡南地区ことばの教室共同設置協議会」を構成する地方公共団体の数の増減及び「峡南地区ことばの教室共同設置協議会規約」の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第113号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第113号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第114号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第114号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第115号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第116号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第116号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第117号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第117号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第118号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第119号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第119号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第120号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第120号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第121号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第121号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第122号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第122号 町道路線の認定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第123号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、議案第123号 字区域の変更については、原案のとおり可決決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成 2 1 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 7 日

平成21年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成21年12月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の提案理由の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第6 追加提出議案の報告、並びに上程
- 追加日程第7 追加提出議案の趣旨説明
- 追加日程第8 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
11番	福 与 三 郎	12番	川 口 福 三
13番	渡 辺 文 子	14番	穂 坂 英 勝
15番	伊 藤 文 雄	16番	望 月 広 喜

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4人でありましたが、通告1番 芦澤健拓君より一般質問の取り下げの申し出がありました。したがって、1番の芦澤君を取り下げまして順次繰り上げ、1番に草間天君、2番に松浦隆君、3番に渡辺文子君の順に一般質問を行います。

まず1番目は、通告2番目の草間天君です。

草間天君、登壇してください。

草間天君。

○10番議員（草間天君）

通告に従って、一般質問を行いたいと思います。

テレビのアナログ放送からデジタル放送に2011年7月24日に切り替わります。町営から株式会社ネットワーク下部に変わるのはいつですか。また、その日がどのように決まりましたか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの草間議員の質問ですけれども、すでに決定をしている事項でもありますので、下部の支所長のほうから答弁をいたさせますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

従来の町営から株式会社ネットワーク下部に変わるのはいつですかということですが、すでにこの21年の4月1日から従来施設のすべてと維持管理などの業務が、ネットワーク下部のほうに移っております。

なお、使用料徴収を含めた業務が移行するのは、新サービスが開始するのは、平成22年の10月1日からとなっております。それから、その日がどのようにして決まりましたかということですが、昨年、業者の提案を受けて、審査委員会等の議を経まして、双方の事業契約に基づき、昨年の12月議会に同意をいただきまして、決定いたしました次第でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

今、審査委員会ということが出てきましたけども、この審査委員会というものはどのようなものなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

その旨の資料が手元にございませんので、のちほど調整して説明を申し上げます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

平成22年11月1日から株式会社ネットワーク下部が使用料を徴収すると思うんですけど、デジタル放送に変わるのはその次の年の7月なので、その期間、高い使用料を払わなければいけないと思うんですけど、SCTと同じ金額に努力するような考えがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

金額につきましても、すでに契約で決まっておりますので、10月からはそのような金額になります。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

会社に交渉するとか、そういうようなことはしないということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

現段階では、そこまでの言明は考えておりません。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

では、次に移ります。SCTの加入者の数をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

この直近の12月7日現在で、1,920件です。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

SCTの年度別の使用料の額と未納があるかどうかということと、その未納がある場合はその対応はどうするのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

直近の平成20年度決算においての使用料の額は2,430万2,490円で、未納額、滞納額が58万2,680円となっております。未納がある場合は、ほかの使用料や税と同じように督促・訪問徴収を行っております。また、最終的に納入が、訪問・督促しても払えないと、払わないというのには、やむを得ず電波を止める等の措置もっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

今までに止めたというか、そういった例があるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

今、件数はちょっと手元にありませんが、止めたことは数件あります。私が、例えば、この4月から、この下部の業務になりまして、3月末で止めた人がおりまして、1カ月くらい私のところに電話がかかってきまして、内容は分かると思いますけども、そのような電話が再三、いくつもきておりますので、止める措置もしております。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

SCTの使用料の免除があるかどうかということと、ある場合はその基準はどうかということをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

減免の規定は、身延町農村情報連絡施設条例施行規則というものの決まりがございまして、それによりますと、生活保護による被保護世帯、生活困窮世帯、その他町長が認めたものとなっております。現在は生活保護世帯に該当するものが免除対象になっておるものがございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

今、3つ出てきましたけど、生活困窮世帯、それから町長が認めたものとありますけども、

これの件数をもし、ありましたら、教えてもらいたいと思います。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

ちょっと手元にございませんで、のちほど調べてお知らせします。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

それでは、その他町長が認めたものとあるんですけど、これはどんな内容といいますか、例
というか、あるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

今、これに該当するものはありません。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

この免除がある、その人たちがネットワーク下部に加入した場合、使用料というか、そのも
のの免除があるのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

ここにある生活保護法による保護世帯とか、ここに決まりがあるものに該当する場合は免除
になるということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

ネットワーク下部とか、その株式会社に対して、取り決めとか何かあるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

民間では、こういったものはないようですが、町との契約という中で、町の条例はもちろん
守っていくということになっておりますので、条例にあるものはそのとおりになっていくとい
うことでございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

今の答弁では、ちょっと分からないんですけど。それでは、この人たちが免除になるように、
その会社とのあれを努力するというので、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

生活保護法による被保護世帯に認定されている場合は、もちろん免除になるということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

平成22年10月1日以降に新たに加入した場合には、加入金がかかります。それで、この免除がある人たちが、そのときに加入した場合には、加入金のほうはいいんですか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

生活保護法による被保護世帯などは、使用料はかかりません。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

加入金です。

○議長（望月広喜君）

草間天君、調べた上でまた報告をいたします。次に進んでください。

草間天君。

○10番議員（草間天君）

SCTの基金はいくらあるのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

現在、約2億3千万円でございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

基金は、使用料が月額500円から1,050円になるとき、ケーブルの張り替え費用として値上げしたと聞いていますが、株式会社ネットワーク下部に移行するとすれば、公平性からいっても、町民に還元すればいいと思いますが、その点について、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

株式会社ネットワーク下部との契約の中で、いろいろな、今、アナログが張ってある線ですね、それらの撤去費用とか、あるいは管理委託料とか、そういったものに充当していくようになっております。それで還元の方法も、そういうサービス、事業を行っていくということにお

いて、還元というふうを考えております。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

撤去費用とか、そういうことに対しては、その金額はちょっと大きすぎるような感じがしますが、ほかの面で還元といいますか、そういうようなことを考えているのかどうか、考える余地があるのかどうか、町長にお伺いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

基金につきましては、今、ケーブルの張り替えに使わせていただいておりますので、下部全区間のケーブルの張り替えに使わせていただいておりますので、そのお金が余らないだろうという計画のもとに使っておりますから、還元のことは、今のところはまだ考えておりません。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

ケーブルは撤去しなければならないものなのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

新しいケーブルに張り替えて、新しいデジタル放送を流しますので、今の施設ケーブルについては、撤去しなくてはならないというようなことでございます。

○議長（望月広喜君）

草間天君。

○10番議員（草間天君）

これで、自分の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

草間天君、不明な点、多々ありましたが、あとで報告をさせます。

以上で草間天君の一般質問は終わりましたので、草間天君の一般質問は終結いたします。

次に通告3番は、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問させていただきます。

アメリカでのサブプライムローンの破綻に端を発して、リーマンショック、そして最近ではドバイショックと立て続けに世界を震撼させております。このドバイショックが引き金となって世界中の株式市場が全面安となり、今後、二番底がくるのではないかという不安から、投資家も企業も戦々恐々としている、そういう不安視している現状が、今の現状ではないかというふうを考えています。

日本では円高の状況が続いておりまして、政府がデフレスパイラルを警戒しているとの報道

もされております。日本全体が景気低迷の中にあり、来年度の税収見込みを大幅に下方修正し、戦後最大の国債発行も検討されているところでございます。

民間企業におきましても、人員削減、派遣切り、給与の削減、ボーナスカット等、生き残りをかけた方針を進めております。そのあおりを受けて、本町におきましても一昨年の末ごろから不況感が感じられるようになりました。今年に入ってからには大幅な収入減や仕事を失い、日々の生活に困窮する、そういう方が増えていると聞いております。また観光客の減少や消費者の財布の紐が固くなり、売り上げの減少が顕著に表れ、経営不振に喘いでいるとも聞きました。

その状況下にありまして、徴税の徴収率が向上しているとの報告が、9月定例会でありました。内容について確認をさせていただきましたが、このことはこの不況の状況下において、ものすごいことだと、ものすごい実績だと驚いているところでもありますし、担当課をはじめ関係する職員に対して、ある意味、敬意を表するところでもあります。

この町税の徴収に関して、19年12月と20年6月定例会におきまして、同僚議員によって一般質問されておりますが、この同僚議員の質問以降に、徴収の方法の中身が変わったということも聞きましたので、この業績を上げたことと、それから業績の内容、方法に大きな関心を抱きましたので、あえて質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、滞納町税の徴収の状況を伺いたいと思っております。細かな数字的なことに関しましては、私も資料をこのように持っていますので、19年度以前との比較の徴収率および県・国の平均徴収率との比較等を、分かりやすくご説明いただきたいと思います。

通告では町長にということになっておりますけれども、データのなことなので、担当課長、お願い申し上げます。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

それでは、答えさせていただきます。

今、県との比較ということでしたが、先に町税の状況を報告させていただきます。

町税といわれるものには、個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、タバコ税、入湯税があります。各税目の滞納整理について、説明させていただきます。

個人住民税の滞納調定額についてですが、合併した平成16年度3,919万1千円、19年度が6,378万1千円、20年度に6,800万3千円、21年度は5,584万円という状況でした。この収入額についてですが、合併した平成16年度367万3千円、19年度517万7千円、20年度1,417万3千円。徴収率についてですが、16年度が9.4%、19年度が8.1%、20年度は20.8%です。19年度から20年度と、収入金額で約900万円の増で、徴収率で12.7ポイント増加しています。

法人住民税についてですが、合併した平成16年度が141万1千円、19年度が283万3千円、20年度が226万4千円、21年度が153万7千円でした。収入済額ですが、平成16年度が48万9千円、19年度が89万3千円、20年度が45万円で、21年度、11月現在で105万4千円で、昨年の実績を上回っています。徴収率についてですが、16年度が34.7%、19年度が31.5%、20年度が19.9%、21年度は11月末現在で68.6%と大幅に増えております。

それから固定資産税ですが、滞納調定額については平成16年度2億3,429万9千円、

19年度は3億3,445万8千円、20年度は1億4,126万9千円、21年度が9,638万9千円です。20年度と21年度と大きく減ったのは、20年度に身延ゴルフクラブ、21年度に身延ショッピングセンター巨摩の滞納を不納欠損処分したためであります。ちなみに身延ゴルフクラブは1億9,476万1千円、身延ショッピングセンター巨摩については3,243万円を不納欠損しました。

収入済額について、説明させていただきます。

平成16年度が860万7千円、19年度が1,706万5千円、20年度が1,708万3千円です。徴収率については16年度が3.7%、19年度が5.1%、20年度が12.1%、21年度、10月末で12.3%です。昨年の実績に基づいております。19年度から20年度、20年度から21年度と徴収率が伸びています。

軽自動車税の状況ですが、19年度48万5千円、15%から20年度が96万7千円、28.1%の金額、徴収率とも伸びています。

入湯税の滞納調定ですが、平成16年度が965万1千円、19年度が1,293万6千円、20年度が1,520万6千円、21年度1,610万5千円と毎年増加してきました。

収入済額については、平成16年度は227万7千円、19年度182万円、20年度130万3千円と落ち込みました。21年度11月末で、447万9千円と昨年を3倍以上、上回っています。徴収率についてですが、平成16年度23.6%、19年度14.1%、20年度8.6%ですが、21年度、11月現在で27.8%となっております。

町税全体の滞納について見ますと、合併した平成16年度2億8,612万円、19年度4億1,723万3千円、20年度2億3,018万5千円、21年度1億7,289万6千円。収入済額については、平成16年度1,522万7千円、19年度2,544万円、20年度が3,397万6千円、21年度は11月末現在で2,621万8千円です。徴収率についてですが、16年度5.3%、19年度6.1%、20年度14.8%、21年度、11月末で15.2%で、すでに昨年の徴収率を上回っています。19年度から20年度、金額、徴収率とも伸びていますし、20年度から21年度についても金額、徴収率とも昨年よりも伸びると思われる。

ちなみに訪問徴収中心の19年11月末の徴収額は2,182万円、徴収率は5.2%。徴収強化に取り組んだ初年度の20年11月末、徴収額は2,227万4千円、徴収率は9.7%でした。平成21年11月末の滞納繰越の徴収額は2,621万8千円、徴収率は15.2%でした。一昨年より昨年、昨年より今年と徴収額・徴収率ともに増えていますので、徴収強化の成果が出ていると考えております。

それから県との状況ですが、ちょっとお待ちください。

この県の市町村の徴収率ですが、これは現年と過年の滞納額を、全体の徴収率となっておりますので、ちょっと比較が、今、説明したのは滞納だけですので、ちょっと数字が違っていると思います。

山梨県が平成19年度、全国で最下位の徴収率でした。その中で身延町は、19年度は、下から2番目の27番の徴収率ということでした。20年度ですが、下から4番目の25位。徴収実績が86.6%です。19年度が78.2%でしたので、8.4%の増加です。平均ですが、平成20年度、県平均が88.5%、全国平均が93.7%ということで、大きく下回っております。全国平均の93.7%に追いついているのは小菅村、丹波山村、忍野村、鯉沢町、

山中湖村の5町村です。それから県平均を上回っているのは、21市町村であります。そんなところで、説明を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

簡単にとということをお願いしたんですが、丁寧にありがとうございます。

今、県との流れの中で、県平均、全国平均を出していただきました。今の答弁の中で、平成18年77.8%、19年度が78.2%、20年度が86.2%と、市町村税の合計で28市町村中、下から2番目の27位、それが下から4番目の25位になった。なんか順位を非常に気にしているような、そんな感じなんですけど、私の資料につきましても、ちょっと、非常に気になったところがございます。その点をちょっと伺いたいと思いますが、今の課長の話でいきますと、下から3番目の26位が下から7番目の22位になった固定資産税、これは15.4%増で・・・これは24位ですね、24位になっています。15.4%増で、24位になっています。この15.4%の増は、他に類を見ないような数字だと思うんですが、このご時勢にあって、この驚異的な数字はどのように出てきたのか、この内容と要因。同時に、他市町村との状況はどうなっているか、伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

先ほども説明しましたが、徴収額については、固定資産税については、19年度は1,706万5千円、20年度が1,708万3千円ということで、徴収額については、ほとんど変わっておりません。分母になります滞納額が、身延ゴルフクラブを不納欠損したことにより、分母の部分が減ったということで、大きく徴収率が上がっております。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

分かりました。ということは、基本的にその徴収率、率でいけば15.数%と上がっているわけですが、それは回収の効率が上がったということではなくて、不納欠損が多かったということの理解でよろしいですか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

そのとおりです。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

分かりました。では、次の質問に移らせていただきます。

平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間を期間として設置されました、山梨県地方税滞納整理推進機構について、伺いたいと思います。

まず設置された経緯と目的、そして組織、その業務内容ですね、こちらのほうをご説明いた

だきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

説明させていただきます。

三位一体改革に基づいて、平成19年度から税源移譲が行われております。所得税から個人住民税に税源が移譲されております。これにより、市町村の収納対策が一層重要になってくるのは、ご承知のとおりです。住民税の課税額は県民税と町民税が合算されたものですので、市町村の滞納が増えれば、県民税の滞納も増えるという関係があります。山梨県も、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、平成18年度、19年度と、全国最下位の徴収率から脱出するために、特に力を入れ、その一環として平成20年度に山梨県地方税滞納整理機構がスタートしました。このような県の状況の中、身延町は平成16年度は38市町村のうち、下から3番目の36位、平成17年、18年、19年度は3年連続、下から2番目。ちなみに町村では、3年連続最下位の徴収率というふうな状況でした。

このような状況の中、本町も厳正な滞納処分ができる体制の整備が迫られ、平成19年12月定例議会において、依田前町長の町政報告の中で滞納整理を町の最重要課題の1つとして取り組むことが表明され、平成20年度から町民課と税務課を分離し、さらに徴収担当職員を3人、臨時職員1人という体制づくりをし、山梨県地方税滞納整理機構に加入し、積極的に収納対策に取り組んで、2年目となっております。

ちなみに平成20年度の身延町の県内全体での状況ですが、徴収率が19年度から8.4ポイントの増加で、県下の伸び率となり、28市町村のうち下から4番目の25位となっております。山梨県地方税滞納整理推進機構と町村の関係ですが、県と市町村の課題である個人住民税を中心とした滞納整理を推進し、徴収率の向上を図ること。合わせて、その活動を通じ、市町村職員の滞納整理に関わる技術を向上させることにより、長期的に市町村の徴収力の強化を図ることを目的として、平成20年度から設置されています。

平成20年度は20市町村の参加でしたが、平成21年度は全市町村が参加して、滞納整理に積極的に取り組んでいる状況であります。徴収業務は市町村が直接行っており、滞納整理機構は、市町村の徴収技術の指導を行うというのが本来の仕事です。本年度は機構の職員のほか、機構のアドバイザーである地方税徴収専門家から各市町村に個別の事案について助言をいただきながら、滞納整理に取り組んでいます。といふような状況です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

よく分かりました。この整理推進機構、長いですから整理推進機構と呼ばせていただきますけども、21年度の目標はあるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

21年度ですか。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

21年度の目標として、全市町村が前年度の現年徴収率および滞納徴収率を上回る、引き継いだ滞納事業について、12億円の滞納整理、25市町村が不動産、債権および自動車の差し押さえを実施。25市町村がインターネット公売を実施という、そういう目標を掲げているわけですが、この機構に加盟している市町村は、機構の指導・指示のもとに滞納整理を解消している。この県主導の中での動きということで、理解しているんですか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

機構の仕事は、指導であります。県主導という形ではないです。町村が自主的にやる、その手助けを機構がしているというような形です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

機構がしているんですけども、県の影響は受けていますよね。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

県には指導してもらっておりますので、影響は当然、受けております。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

市町村の中で、回収の範囲が違っていると聞いているわけですが、本町の場合の回収の中身、このことはどうなっていますか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

回収の中身が違うということはないと思います。指導はみんな一律ですので、搜索をし、財産調査をし、差し押さえをしているというのは、みんな同じようにやっていると思います。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

回収の中身ではなくて、回収の範囲の中身ですよ。範囲。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

回収の範囲という意味がよくはわかりしないんですけど、税関係ではなくて、使用料とかということですか。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

推進機構のほうで確認をとったんですが、市町村によって、各市町村に滞納がありますよね。いろんな滞納があって、それをこの推進機構の中にどれを組み入れるかということ、最初に話し合っていますよね。それを町は、その各市町村によって、全部違うわけですね。その町の状況によって、組み入れることが違ったわけです。そういうことがあるのかどうか、あったと思うんですが、あるのかどうかということです。まず。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

今の言っている意味があれですが、滞納整理推進機構に持ち込む事案が各市町村によって違うという意味だと思います。一応、うちのほうも滞納金額が大きいそういうものを、機構と一緒に、指導を受けながらやるためのものを機構に持ち込むわけですが、それが各町村ごとに違っているという意味だと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

では、今の答えの中で話が出ましたが、本町の場合は金額が大きいものを前提にして、提出したという形でいいんですか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

高額のほうから、お願いというか、機構と一緒にやるものということで持ち込みました。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

それは徴収するにあたって、金額が少ない多いは別問題として、難しい、例えば町民感情とか、いろいろなことがあって難しいとか、そういうことを基準にしたわけではないわけですね。金額ですね。あくまでも。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

一応、もう金額が大きくなっているところは、徴収自体が難しくなっていますが、一応、そういう今の感情的なところはありません。金額的なところですよ。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

では、今の答弁で、基本的には金額だということを確認させていただいたわけですが、この山梨県の地方税滞納整理推進機構の職員が本町と併任で指導・指示にあたって、徴収のノウハ

ウを教えていただいていると。先ほどの課長の答弁にもありましたけれども、同時に町職員も毎月数回、推進機構のほうに出向いて、回収部門での人材育成研修を受けているということがありました。その回収のためのプロセスといいますか、方法といいますか、流れといいますか、そちらのほうをお答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

地方税法第329条の規定に、未納の場合は納期限20日以内に督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、町税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないというふうに規定されています。職員は順次、財産調査、滞納があった場合には順次、財産調査を実施し、財産を発見した場合は、当然、差し押さえを執行しています。それが職員としての義務であり、差し押さえを執行しない町税吏員は職務怠慢ということになります。他の自治体では、差し押さえを実施しないということで、市長を相手に損害賠償を請求されたという事例もあります。

これまでの本町の徴収への取り組みですが、実施納付の推進を図るため、町が徴収強化に取り組んでいること、また納税困難な場合は税務課に相談してほしいということ、5月の職員一斉徴収納税通知書督促状へのチラシの同封、広報誌への掲載、徴収員による戸別訪問などにより、周知してきております。これらによっても、納付がない場合や納税相談や分割納付の不履行がある場合、自主納付に導く手段として、差し押さえを執行しています。差し押さえを執行した際には、滞納者に差し押さえ調書を配達証明により郵送し、指定した期限までに納付、または納税相談がない場合は、差し押さえ財産を強制換価、お金に変えております。それを滞納税に充当しているというふうな状況です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

今の答弁で、基本的には法令上、納付期限から20日間が過ぎたら督促状を送る。督促状を送って、それから10日を過ぎた場合には差し押さえができると、こういう法令上で決まっていますね。これは、地方税法に則った手続きを経て、国税徴収法に基づき、解消するという、これが基本になっているわけですね。そういう流れでいくと。しかし、今の現状としては、納付に導くことを、まずやるということですね。やっているということですね。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

そのとおりです。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

今、課長から話がありましたように、滞納になった経緯や原因、それから納付の意思、そして支払い能力等、話し合いの中から把握して、基本的には完納に導くのが基本だろうと私は思

らくほとんどの滞納者、好きこのんで滞納しているわけではないのではないかというふうに考えます。滞納したことによって、いわば、その滞納者がある意味で、弱みを持っているはずではないかと。もし私が、忘れたにしろなんにしろ、そういう滞納者という形になった場合、やはり自分が忘れた、その弱みというのは、絶対持っているはずなんです。おそらく、皆さんがそういう形の中でいくんではないかと理解するんですね。

その理解をした上での対応が、滞納者から職員への信頼、これが生まれなければ、その信頼を生まれたことによって、滞納者も職員に対して相談できる。その相談をしたことによって、完納に向けた方法を、互いに模索できる環境をつくる。これが一番、大事なことではないかと私は思うわけですが、先ほど申し上げました東京税務協会の手引きですが、これにも地方税法の手続きも、国税徴収法の回収も円滑に進むと、そういうふうに謳われていますね。滞納整理事務の手引きにも、これは謳われています。滞納整理の基本姿勢を円滑に実行するには、職員の対応の良し悪し、これがそのまま、税務行政の信頼度につながって、ひいては納税者の納税意欲にも影響しますと、ここに書いてあるんですね。これを見て、やっていらっしゃると思いますので、そちらのほうは、当然、そのことは課長もご存じですよ。どうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

承知しています。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

これは当然、徴収担当の職員も皆さん、ご存じですよ。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

承知しています。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

ちょっと苦言を呈したいんですが、皆さんご存じで、今言ったように、滞納者との信頼関係の構築、それから滞納者が相談しやすいような条件を築いて完納に導く、これが基本姿勢ということで、皆さんが理解してやっていらっしゃるわけですね。僕、どうしても、そういうふうに行っていると僕も思っていました。思っていましたけども、どうも納得いかないことが1つありましたので、ちょっと苦言を呈させてもらいますが、滞納者の相談コーナーがありますね。あそこに、庁舎の入り口の横なんですが、身延町税務課主査殿宛ての表彰状がありますね、テーブルの上に。3つ、テーブルがありますけども、ガラスの下に挟んでありますね。あれはどのような趣旨で貼っているかというのが、僕、理解に苦しむところなんです。県の滞納整理推進機構に聞きましたところ、これは内部的なものであると、そういう位置づけでありました。中身については、身延町税務課主査、あなたは平成20年度県地方税滞納整理推進機構での業務遂行において、他の町税吏員の模範となる成果を挙げられました。この功績を称え、表彰す

るとともに今後の活躍に期待しますと。21年4月24日というふうになっていますね。僕が先ほど申し上げましたように、滞納者があそこへ行って、すぐ払えるのであれば、それはいいです。例えば2カ月、3カ月、もしくは1年、滞納したと。そういう立場になったときに、あそこへ行って座って、職員が来るまで待っていたときに、ふっと下を見たら、こういう表彰状があったと。そのときにどう思うのかなと。まず、そのへんが気になったものですから、その趣旨ですね。滞納整理の基本、先ほど言いましたように、基本姿勢からいくと、相談者とのコミュニケーションを図るべき場所で、これを目にした滞納者がどう思うか。僕が思うには、職員の自己満足的な、圧力しか感じないのではないかなと、そう思います。そう思った場合には、これは完納に向けて、相談者と話を進める中では、逆効果になるのではないかと、そういうふうに考えるんですが、課長はどう思いますか。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

一応、はじめは、身延が表彰されたということがうれしくてという変ですけど、そういうことで、では、そこへ置こうというような話で置きましたけど、そういうような意見が、ほかの人からもちょっと聞いておりますので、それはすぐに取り払いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

職員の方が、皆さん頑張っていらっしゃる。それは僕も認めます。決して、そのことが、職員の方が喜ぶ、それは分かるんです。しかし、これはあくまでも、整理機構のほうでも内部のことだという話もしていますので、やはり、あそこに置くということは難しい。もし、あれでしたら、職員のデスクの上に、マットの下に置いておいて、それを見ながら頑張る、これからは頑張っていていただくような、そのほうがよろしいかと思っておりますので、早急に撤去をお願いしたいと思います。

徴収率が向上した平成20年以降、本町の滞納整理業務の中で、今、ちょっと話に出ました、その表彰状があったことも一部から言われたという、そういうこともあったような経緯ですが、この苦情やトラブル、これはどうですか。ありますか、やっぱり。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

4月に私、異動してきたわけですけど、4月当初からちょっと、2カ月、3カ月の間にはちょっと苦情というようなことが耳に入ってきましたが、落ち着いてきたというか、最近はそういうような苦情等は、話はきておりません。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、それは慣れてきたということですかね。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

先ほど研修に行っているということで、研修の中でも、先ほど町税吏員のこういう態度はいけないとか、ある程度、説明させてもらいましたけども、そういうことも影響してきていると思います。町税吏員も今年、3人のうち2人が変わったということで、はじめはどういうふうにしていいか、よく分からなかったという問題もあったと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、今までの中では結構、そういうトラブルとか、苦情があったということですね。

○議長（望月広喜君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

2、3件です。すみません。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

2、3件ですか。分かりました。この徴収の手法について、実は課長のほうには2、3件ということなんですが、私個人に複数の町民から相談や苦情を受けております。担当課に行かないで私のほうに来るとするのは、ちょっと不思議なんですが、その一例を、たしか課長にも話をさせていただいて、どう対応しようかと、私も課長に相談したことがあったことを記憶にあると思いますけども、その話も含めて、ちょっとさせていたいただきたい。

基本的に私は、先ほど課長からもありました職員が慣れていない、慣れていなかったという話をしましたね。それに尽きるのではないかと思うわけなんですが、年配の一人暮らしの女性なんですが、あるとき、息子さんの税金が滞納になっているという、役場に来てくれというふうな、そういう電話があったそうです。車もない、年老いた女性ですから、来る手段がないと、そういう話をしたそうですが、タクシーで来ればいいのではないかというふうな形で、強い口調で怒られるような形で言われたそうです。決して、その方は金銭的に余裕のある方でもありませんでしたが、後日、タクシー代を工面して、役場の窓口へ来たそうです。そのときの職員の対応が、息子さんの税金だったらいいんですが、子どもが払えない税金なんだから、親が払うのが当然。借金してでも払うべきだと、そういうふうに言われたと。請求されたそうです。結局、親戚から借金をして完納したそうですが、本人いわく職員に怒られたと。もう二度と、あんなおっかない思いをして役場に行きたくない。こんな町に住みたくない。今は自分の土地、家屋があるからしょうがないから身延にいても、なければ引っ越したいと。そういうふうな話をしておりました。この母親の、私に対する相談の一方的なことですから、100%、すべてとは私も断定できません。しかしながら、町と職員に対する大きな不信感、これが一部の町民の中に生じたことというのは、これは事実だと思います。

また、完納に向けて、先ほど課長が話しました、完納に向けて相談をしていますよと言って

いましたけども、その相談をしたくても、私のところに来ている相談は、取り合ってくれないと。こういう話もあるんです。この中身は、実は、この方が記録にとってあります。記録の内容は、いろいろあるでしょうから、それはあえて、私も言いませんけども、その記録を私も確認しました。その中に、商売をしていて分納が可能かと相談していましたけども、その滞納者が分納の可能性を話しているところに、話をさえぎるように全額払うのが当然、そういう形なんです。もう基本的に取り合ってくれない。それから税金を払えない状況なら、商売をしていても大変でしょうと職員が言うんですね。心配してくれているのかなと、僕もそう思ったんです。一時は。しかし、逆に、そのあとの言葉を聞くと、廃業をほのめかしているんですね。広報にも謳ってありますけれども、まじめに納付するのが当然で、借金してでも完納すべきだと。この広報には、年率、延滞金、例月14.6%、参考として某金融機関ローン金利は2.5%から13.5%となっているんですね。基本的には14.6%より、銀行の金利のほうが安いわけですね。ですから、銀行の金利でやったほうが得策ですよといっているのかもしれないです。しかしながら、よくよく聞いてみると、その相談者は銀行での借金も、粹の関係があって、もう、これ以上、難しいんだと、そういう話をしているところで、いやいや、ほかにもまだ、あるでしょう、金融機関。僕が想像つくには、高利の金融機関しかないですよ。金融機関というんですかね、なんとと言うんですかね、本当に高利の金融から借りてでも返すべきだというふうな、そこまで話をしているんですよ。

県の滞納整理機構に現状の経過を、これはすごく大事なことなんです、県の滞納整理推進機構に現状の経過の書類を提出しないと、成果が出ていない、そういうふうに見られると、私どもも困るんですと、職員がそういう話もしているんですよ。これは、もう事実です。記録もあります。

それから、もう1つ。これは職員が今の話は、職員が町民のほうを見ていない。なんか、僕から見ると、県の推進機構のほうを見て仕事をしているような、そんな印象を受けたんです。それは分かりませんよ。私の印象ですから、あくまでも。さらには、以前から見たら、非常に、去年から徴収が厳しくなったねと、そういう話が町民からありました。そのときの職員の答が、議会から議員に怒られたからという、職員が相談者に話しているくだりもありました。

これはちょっと、僕も驚いたんですが、それからその記録に残っているものはそうなんです、それ以外の別の滞納者の話では、下部温泉での差し押さえの時点で、観光客の目を気にした滞納者、当然それは差し押さえで来られれば、もし、私がそういうふう差し押さえで来られた場合に、当然、私の場合は近所の目を気にします。しかし、下部温泉の場合は、近所の目もそうでしょうけども、観光客。例えば旅館、ホテルなんかの場合だったら、お客さんがいる場合もありますね。そういう観光客の目を気にした滞納者に対して、税金の話、差し押さえに行った職員に話をしたら、税金の徴収だけが私たちの仕事です。ほかのことは、私たちには関係ありませんと答えたそうなんです。これは、地方公務員法第6節の第33条、信用失墜の行為の禁止に、私としては、大げさかもしれませんが、抵触するようなおそれがあるのではないかというふうに思われるんですね。町も観光立町を目指しているわけですし、その職員が仕事はいえ、観光客のいる前で言う言葉ではないと、そういうふうな思いがあるんです。

今まで、記録として残しているものも含めて、いろんなことを僕は話をしました。このへんが、僕も最初、驚いたんです。先ほどの母親の話ではないですけども、相談として私に来たときに、100%、信じられない部分があるだろうと思っていましたけども、記録として残って

いるものを確認したときには、私自身も本当に驚きました。そういうことがやっぱり、実際にあったということなんですね。どこまでが、どの程度のものか、また、それはどの程度に判断するか、その人の判断の仕方によって違うかもしれませんが、そういうことがあるわけですね。

それと同時に、私はこの差し押さえ物件、これは広報に載りましたね。これ、ありますね。これなんかも広報に載って、たしかに町税が滞納になっていませんか、確認する、これはいいんですよ。年14.6%、こういうふうに滞納した場合に滞納金がかかりますよ、延滞金がかかりますよと。差し押さえもされますよと。それを周知する分には、僕は非常にいいと思うんですよ。しかし、強制捜査の様子とか、マイクロバスとか、これを出されたら、なんか町民感情からいって、いかがなものかなと。先ほど言いました、基本的に完納に向けて相談者というやる。おそらく担当課としては、これは悪質な場合だからという話が出てくるかもしれませんが。私はそこまで知りませんから。しかし、例え悪質であろうがなんであろうが、住民感情を考えた場合に、ここまでやる必要があるのかどうか。このことに関しては、広報に関しては、やはりいろいろな方に聞きましたら、あんまり評判がよくないというふうな話も伺いました。

今まで、いろいろ話をさせていただいてはいますが、決して、断わっておきますけども、私は税金の滞納を擁護しているわけではないんですよ。そういう気持ちもありません。まじめに自主納付している多くの町民がいるわけですし、私は本当に給料から天引きですから、もうガラス張りの状態で持っていけますね。そういうふうな、私自身はそういうふうになっていて、ほかのところがそういうふうに払っていないということは、私自身もなんかおもしろくない部分もあります。しかし、納付は国民の義務でもありますし、自主納付をして当然と考える中で、これだけの、私自身に苦情や相談がある程度、きているということは、私自身の感覚としては、おそらく職員にも、もしくは同僚議員にも、そういう話がきているのではないかなというふうに推測される場所なんですが、町長はこういう話は把握されていますでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるような、逐一の内容は把握しておりませんが、一昨年から取り立てが厳しくなりましたねということは聞いておりますし、1、2、苦情といいましょうか、職員の対応が悪いということも聞いております。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君、9時20分からスタートしましたので、あと持ち時間5分ですので、お願いします。

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

そうですね、町長にそういう話が全然いっていないのであれば、これは問題だなと思ったんですが、1、2であろうがなんであろうが、そういうふうに認識されているということで、私も安心しましたが、旧町時代、そして新町になってからも、昨年3月までは現在、行われている正式な方法に則った徴収を、町として確実ににはしてこなかったわけですね。そのことで、一部町民の納税意識の低下があったのではないかと。私は、そう考えております。このことは、旧町時代、それから新町になっても、大きな問題だと思うわけですね。これは町にも、そして、

私たち議会にも、ある意味、責任の一端があるんじゃないかというふうには私は考えるんですが、望月町長には責任があるとかないとかということではなくて、個人に責任があるとかということではなくて、町としての責任、このことについての責任、町長どのように思われていますか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

いずれにしても、町税は義務でありますし、サービスを受ける皆さんには、それは権利です。したがって、法に則った中での徴収をしておるところでございますし、今後もその方向には変わりございませんけれども、その中の言葉のやりとりとかに不信を抱かせるような行為があるならば、それは当然、変えていかなければなりませんので、公務員である、町民の皆さんの目線で仕事をしなさいと、こういうことを言っておりますので、その点は、今後も十分、気をつけて指導をしてみたいと、こういうふうにも思っております。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

町長、今のは、そのあとの質問に対する答弁ではないかと思うんですが、私が言いたいのは、去年の3月まで、以前のことに、うまく、完全にやっていたと。そのことに関して、私は責任もある意味ではあるんじゃないかというふうには思うんですが、町長はそのことに関しては、どう思いますかということです。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

昨年までのことは、私も当然、資料は見せていただいておりますので、これは町だけでなく、議会の皆さん等々も含めて、全員で反省すべき問題であるが、こういうふうにも考えているところでもございます。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

私と同じ考えなんだなということで安心しましたけれども、そのことを追求しても、これはどうだということはないんですが、やはり、そのことも頭の中に入れておかなければいけないんだろうなと思います。

それでは、次に移ります。

昨年4月から県の滞納整理推進機構の指導を受けて、急激に厳しくなると。戸惑いを感じている滞納者もいるわけですが、職員も仕事とはいえ、精神的に穏やかではないというところもあると思いますが、法に則った四角四面の手法ではなく、国税徴収法第6章、滞納処分に関する猶予および停止等の第1節、換価の猶予、第151条にも謳われています。また平成20年の6月定例会で、同僚議員が質問したことに、当時の笠井税務課長が、町の財源確保から滞納は許せないが、大変な方は分納相談にさせていただきたいと答弁されております。先ほどの課長からの話もありましたけれども、もっと滞納相談というんですか、納税相談というんですか、滞納に対する納税相談ですね、そのことをもっともっと、四角四面な状況ではなくて、

最終的にその方の納税意識とか、それから財産的なものだとか、資産だとか、そういうものを判断した中で、柔軟に対応できるのではないかと私は考えるわけですが、そのへんをふまえた中で、町長の今後の考え、そして滞納ゼロに向けた、根絶に向けた取り組み、このへんをまとめて、お答えいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

もちろん、おっしゃられるとおり、非常に難しい問題でございますけれども、先ほど税務課長が説明をしたとおり、山梨県は非常に最下位でもございますし、それから私どもの町も非常に滞納があって、20年度について見ましても、全国平均が93.7%の徴収率でございます。その中で、わが山梨県が88.5%にもかかわらず、私のところは86.6%、県の平均、あるいは国の平均も大きく下回っているところでもございます。そのことをふまえて、なんとかしなければいけないということで、頑張っているところですが、まず第1番に納税というのは義務である、このことを念頭に置いていただかなければなりません。そして、サービスを受けることは権利であるということですから、このへんもぜひ、広報等々でお知らせをしていきたいなと、こういうようにも思います。

そして、納税困難な場合の皆さんについては、法律に基づいた相談に乗るように、このことについても、今後も今までに増して徹底をしていきたいと思います。そして、納税に対する町民の皆さんの不誠実さを一掃して、税の公平の確保のためにやむを得ず差し押さえも致し方ないだろうと、こういうようにも考えているところでもございます。

いずれにしても、自主納税が私どもの目標でございます。そして、それに向かって努力をするんですけれども、少なくとも山梨県平均、全国平均を目標値として頑張っていく、このことについては、変わりはありません。あとは職員の対応等については、公務員であるということの原点に戻って、もう一度指導をしてまいりたいと思いますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

時間になりましたので、私の質問は終わりますけれども、最後、一番大事なことは、やはり相談者と本当にコミュニケーションを図れるような職員の指導、育成だと思います。そのへんをふまえて、今、町長がおっしゃったように、納税は義務ですから、そこを基本にしてやっていただきたい。ぜひ、お願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時40分。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（望月広喜君）

草間議員の一般質問の中で、審査委員会、生活保護世帯、生活保護世帯数について、下部支所長から説明をいたします。

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

失礼しました。

まず審査委員会ですが、SCTケーブルテレビの運営について、民間業者の提案を受け、その提案について審議する委員会ございまして、構成は大学教授など、3名の学識経験者と、行政側から2名、町長さんと財政課長があたりております。5名の構成で、計5回の開催をしております。

それから生活保護世帯についてですが、加入金についてですが、使用料同様、加入金は免除となっております。

それから該当する生活保護世帯の世帯数が、誠にすみませんでした、5世帯です。現在。以上でございます。すみませんでした。

○議長（望月広喜君）

今の説明で、分からない点ですか。

草間天君。

○10番議員（草間天君）

ちょっと、さっき聞けばよかったんですけど・・・そうではなくて、今の質問で、さっき聞けばよかったということなんですけど、加入した場合、免除があるかどうかということで、今、免除があるという話だったんですけど、ネットワーク下部に対して、町がその使用料を払うということではなくて、ネットワーク下部が免除なんです。それで、さっきも聞いたんですけど、契約というか、ネットワーク下部に対しての決めごとというか、そういうのはあるんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

町の条例は、そのまま遵守するということとなっております。町の条例規則にあることは、そのように守ってもらうということです。民間だけですと、本当にそのへんは何もなくて、1件、契約いくらということですが、免除とかということはありませんので、町が介するということの中で、今言った生活保護世帯とかは免除になるということでございます。

○10番議員（草間天君）

そうすると、先ほど聞きました、22年10月1日以降にその免除の人が加入する場合に対しての加入金はどうでしょうか。

○下部支所長（小林英雄君）

生活保護世帯等は、加入金は該当になりません。免除になります。

○議長（望月広喜君）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に通告の4番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をしたいと思います。

まず1点目、人口減少の問題についてです。

私たちの住む地域では、田や畑を耕す人たちの高齢化が著しく進んでいます。5年後、10年後の状況を考えると、もはや、このまま放置することはできません。サルやイノシシの被害も深刻で、これと戦う気力さえ失いつつあるのが現実です。今ある農地を守り、これ以上、荒れた農地を増やさない方策を考えなければなりません。この町の人口減少の問題は、30年前、40年前から、この町の大きな問題でした。町としても、いろいろな努力を重ねてきたとは思いますが、広く町民に呼びかけ、住民とともにこの危機を乗り越えるための方策を考え出さなければならないと思いますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

中山間地総合事業の身延北部地域につきましては、平成22年度の認可に向けて、今、県において事業計画の作成が進められているところでございます。事業を進めるにあたりましては、ご承知のとおり、集落ごとのワークショップを行って、その中から多くの課題が取り上げられました。そして、その中でも特に共通をしている課題につきましては、有害鳥獣対策であったように思います。

現在は、個人が防除用の施設を設置しておりますけれども、中山間事業では集落全体を囲んで、鳥獣等の被害を防止するために設置をしていくと。このことが中山間地域総合事業の大きな事業の1つに位置づけられておりますので、県に対しても、このことを今、お願いをしているところであります。このことによって、広い農地が鳥獣害から守られるのではないだろうか。そして、そのことが遊休地などの解消の一助にもなると考えているところでございます。

さて町内では、そのほかに農地の問題について、すでに農事組合法人等々が設置をされて、特に手打沢組合では、耕作放棄地の有効活用と地域の活性化に向けて頑張らせていただいております。15人の組合員で、すでに、そのほかに農作業専従者1人を雇用して、2.1ヘクタールの農地が耕作されて、タケノコとかコンニャク、菜の花が栽培をされて、大変、注目をされているところでもあります。さらに町内においては建設業者、あるいは組合を組織して、集落の有志による耕作放棄地の解消に向けた動きも、このほかにもいくつかございます。これらの地域の資源を活用したコミュニティビジネスが成功することも、人口減少の歯止めに役立つのではないだろうかと考えておりますので、知恵とやる気のある皆さんには、県や国とも連携をとりながら協力をしてまいりたいと、こういうようにも思っているところであります。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

この問題はいくつか、重大な問題を含んでいることだと思うんですね。さっき手打沢の農事組合の話をして、私もとてもいいことで、本当に有志の方たちが一生懸命取り組んでいらっやって、今まではやっぱり宮木とか、広いところをなんとかしようということで、皆さん取

り組んでいらっしゃって、だけどもやっぱり、本町には広いところだけではなくて、山間地もある。そういうところをどうするのかという意味では、竹林でタケノコとか、やっぱり、そういう意味では新しい形で、とても活性化のためには、取り組んでいらっしゃって、ありがたいなとは思っています。また、こういうところがどんどん増えてくることを、やっぱり町としてもなんとか、皆さんのそういうところが出てくる、個人的に頑張る、みんなで頑張るといふところはいいんですけども、なかなかそこまでいかない、そういうところをどういうふうに町でバックアップするのかということを考えていかないと、なかなか、遊休農地の解消に、徐々には解消にはつながるとは思うんですけども、やっぱりこの人口減少を考えたときには、もっと身近で取り組めるようなことも考えていかないと、間に合わないのかなというような思いをしています。

この昭和30年から統計がありまして、農地が4分の1に減っている。その減る率が、この本町ではかなり多いということで、やっぱり今、ここでなんとか、この町独自の施策を考えていかないと手遅れになるのではないかなということで、本当に、今までいろんな努力を重ねてきたとは思んですけども、新しい、これまでにない方策を、やっぱり住民の皆さんの知恵を借りながら、やっていくしかないのかなというふうに思っています。その中で、先ほど、手打沢という話もあったんですけど、あと市川三郷では西八代郡農協が主体なんですけども、国の補助金を使って、市川三郷町と共同出資して、事業を起こしているという話も聞いています。やっぱり、職員、いろんなアンテナを張り巡らせて、そして先進的な事例なんかも参考にしながら、取り組んでいく必要があると思うんですね。そういう意味では、これまで以上の努力をしていかなければいけないという問題と、あと1つ、こういう組合でやるのもいいんですけども、ここの町にいる人たちだけでは担いきれない、あまりにも多くの耕作放棄地があるということで、やっぱり、よそからの方たちを受け入れることも、1つには考えていかなければいけないというふうに思います。

そういう意味では、私の事例なんですけども、知り合いで3年前に本町に移り住んで、古い家を地元の大工さんに頼んで手を入れて、生活を始めています。近くの遊休農地を借りて、田や畑も作っていて、それまでときどき訪ねてきていたご両親も、身延町は暖かくて、とても暮らしやすいということで移り住んできて、そして息子さんも移り住んできて、仕事に通っている。そういうような事例もあって、今、都会の方たちは、機会があるんだったら田舎で農業をしたい、畑や田んぼをしたいという方が増えています。北杜市の大泉では、町民の2分の1が都会からの人たちが来ているという話を聞いています。

そういう人たちが移り住んでくることで、大工さんとか地元の業者に、経済効果も私は大きいと思うんですね。そういうようなことも、空き家バンクとかありますけれども、なかなか、少しずつは空き家バンクで紹介していただいているところはあるんですけども、その方に聞いたら、なかなか対応がすぐにというふうにならなくて、個人的に何件もそういう方を抱えているんですよという、お話も伺ったんですね。空き家バンクをもうちょっと、なんとかして、そういう方たちを受け入れるものになりやすいようにする。それから、その地元の皆さんにも協力してもらって、知恵を出してもらって、みんなでやっぱり、町民こぞって考えていくというふうな体制をつくっていかないと、この問題は解決しないというふうに考えていますけれども、先ほど話をしました西八代郡、農協が主体となっているというのは、旧下部は西八代郡農協ですから、そういう話はあるのかどうなのか。なかったら、そういう働きかけはしているの

かどうなのかということ、それから遊休農地、解消のためにも、そういうよそからの方たちの受け入れ態勢ですね。これをどういうふうに考えているのか。それから、やっぱりここで町民の皆さんの知恵を結集して、こういう問題を解決していかなければいけない。そういう意味で、そういうものを立ち上げる必要が、私はあるのではないかなというふうに思っていますけど、この3点について、お伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

3点、おっしゃられましたけども、ちょっと、もう一度、整理してお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

西八代郡農協が主体となって、市川三郷町と共同出資をして、耕作放棄地の解消の事業に取り組んでいる、そういうことを下部地区が西八代郡農協の中に入っていますので、そういうことを考えているかどうかということ。

それと、耕作放棄地を解消するために、都会の人とか、そういう人たちを受け入れる準備とか、空き家バンク以外にあるかどうかということ、それからそういうものを住民の皆さんの知恵を借りて解決していかなければいけない、本当に喫緊の課題ですから、そういう意味では皆さんの知恵を借りながら、やっていく必要があるということで、そういうプロジェクトというか、そういうものを立ち上げることはどうかという、3点です。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたしたいと思いますが、郡農協のほうで、市川三郷町と共同でやっている事業等につきましては、私どものほうには郡農協からはお話がございませんし、私どものほうも、もう一度、研究をさせていただいて、なじむかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

それから放棄地の空き家バンクの件ですけれども、空き家バンクについては、ご案内のとおり、町でもお願いしているところですが、空き家そのものをお貸しいただける件数が誠に少ない。したがって、よその町から来ていただける人との条件が合わない等々で、非常に難しいところがございますけれども、空き家バンクそのものについては、もう立ち上げてやっておりますし、あとの3番目と連動するかと思いますけども、放棄地の、これをなんとかプロジェクトを立ち上げて、こういうことでしょうけども、それらについても検討させていただきたいなというようにも思います。

議員さんがおっしゃるとおり、町だけですべて、できる問題でもございませぬので、皆さんのお力をお借りするということですから、議員さん方のお力も十分、貸していただければありがたいと、こういうようにも思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん空き家バンクがあるのは承知しているし、利用されている人たちもいるというのは

承知しているんですけども、やっぱり今、どこの誰に家を貸すという、例え空いていても貸すというのは、なかなか難しいというのが現実だと思うんです。だから、なかなか、借りる人はいるけども、貸す人がなくて、交渉が成立しないというのが現実ですから、だからこそ町民の皆さんの知恵を借りて、皆さんと一緒にやっぱり、考えていくべきだと思うんですね。

プロジェクトは別に、耕作放棄地だけの問題ではなくて、どうしたら人口減少に歯止めをかけられるか、子育てのこともあるでしょうし、医療や福祉のこともあるでしょうし、いろんな立場から、この問題を考えていかなければいけないと思うんですね。やっぱり人口減少、例えば産業課だったら耕作放棄地をどうするかという、その面だけでしか考えられない。子育てだったら、その面だけということで、やっぱり、それを連携して、その中に町民の皆さんの知恵を借りてやっていくということが、私は今、ここでしないと、その決意をしないと、これから先、今、耕作地が30年から比べて4分の1になって、これからどうするんだろうということを考えたとき、本当に今までやってきた以上の努力、また違う面の努力をしていかないと、この問題は解決しないんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味で、こういう提言をさせていただいているんですけども、いかがでしょうか。さっきと答えが同じだったら、それでいいですけども、もし、そういう意味で違う答えがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどと答えは同じですけども、先ほどもおっしゃったとおり、今の耕作放棄地については、私どもの町で、建設業者等々、あるいは地域の皆さんが有志を募って、なんとか考えましようというのが、何件も見出しとして出てきているということは事実でございますので、それらも含めて、検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、次にいきます。これ以上、話をしても、私は今、ここでなんか決意をしないと、もう間に合わないんじゃないかという思いで言っているんですけども、なんかそれが伝わらないのかなという寂しい思いがしていますけども、これ以上、話をしても平行線だと思いますので、2点目にいきたいと思えます。

この町で生まれ、都会で生活している人たちがおおぜいいます。特に団塊の世代といわれる人たちは定年を迎え、第2の人生に差し掛かっています。広く町の出身者に呼びかけて、町に戻ってきてもらうような呼びかけは、町としてできないものなのでしょうかという質問ですけども、よろしく願います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この町で生まれて、都会で生活している人たちが定年になったら、町へ来て耕作地をつくりなさいと、こういうことですね。これらにつきましても、当然、町を離れて関係の皆さんは案外、帰ってきやすい環境にあると思えますので、これらについては今後、情報発信等々を行っ

て、ぜひ町へきて、そしてお百姓をしながら楽しい生活を送ってくださいと、こういう情報発信はするつもりであります。

しかし反面、私どもの町はご案内のとおり、今は65歳以上が6千人近くおります。そうしますと、パーセントで38%強になっております。60歳以上といいますと、7千人を超えており、45.5%ですから、これにまた60歳以上の人たちに来ていただいて、そしてやると。このことも非常にいいことですがけれども、今後、将来像を考えたときに、ではその人たちが5年経ったら、また都会へ帰ってくださいというわけにもいきませんので、すべて、その将来像も考えたときには、非常に難しい面もあるのではないかなというようなことも考えられますので、これらについても検討をしていきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

年寄りが増えてもという感覚でとられていらっしゃると思うんですけども、そうではなくて、まだまだ若いではないですかね。そして、やっぱり畑や田んぼをやるということは、いつまでも元気でいていただける、その1つの方法だし、先ほど私が話をしましたように、その人たちが来るということは、その子どもたちも来るという可能性もあるわけですから、そういう意味では今後の福祉とか、医療とかという心配をなさっていらっしゃるのではないかなと思いますけれども、私はマイナスではないと思うんですね。実際、そういう方たちが来て、知恵を出していただいたり、それから耕作放棄地を耕してくれたりということで、そしてその人たちが空き家をもし、直してくれるとか、経済効果もあるわけですから、そういう意味で受け入れる。そして、あと人口が増えることによって、交付税も増えるということがありますので、マイナスだけを考えるとというのは、私はあたらなと思うんですね。

この町では、やっぱり必死になって、いろんな方面から情報を得て、いろんな人に来てもらうと。その人たちの知恵や力を借りて、町の活性化に結びつけるというのが私は必要だと思うんです。特に貸すほうも、どこの誰だか分からないとなると、なかなか難しいとは思いますが、あそこうちの息子だったりしたらということで、やっぱり知っているところは、借りやすい部分があるので、そういう意味では人口減少を食い止めるためにも、ぜひ、私は必要な施策だと思うんですけども、あくまでも、ある程度、一定程度の人が来てもらってもというようなことで、この問題は、検討はしていただけないということなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

よく聞いてもらいたいと思いますが、先ほども私は、来てもらっては困るなんてことは、一言も言っておりません。そういうことも考えながら、今後、検討をしていきたいと、こう言っているんですから、よくそのへんも考えていきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

前向きに、そういう意味では検討をしていただきたいと要望します。

それと3番目ですね、今ある、14ある小中学校を10年かけて3校の小中学校にしてしま

うということは、消滅に向かってカウントダウンをしているようなものだと言った人がいました。私も、そのとおりだと思います。私はいつも、どうしたら住みやすい町になるだろうかと考え続けています。本当に住んでいてよかったと思える町、新しく移り住む人たちを受け入れられる町、喜びと活力あふれる町をつくりたい、そのための努力を住民と一緒にしていかなければならないと思います。この思いは、みんな同じだと思っています。住民が住みやすい環境をつくらないと、新たに住んでくれる人たちを迎え入れることはできません。子どもたちが通う小学校をなくすということは、これらのことと逆行しています。

現実に廃校の対象の地区で家を建てるつもりだったが、計画を中止してしまったという話を聞きました。最終的には、その家族は、その地域を離れることになりかねません。人口減少をさせないための方策としては、今ある学校を今あるまま残すということは、最低限のことであると考えますが、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

渡辺議員さんから、今ある小学校をそのまま残さない、そのことが人口減少をさせない最善の方法であると、こういう質問のように思いますので、お答えをさせていただきます。

本町が合併をしました平成16年の10月1日の人口は、1万7,024人おりました。これは、それが経過いたしましたして、今年の10月1日現在の人口は1万5,649人。激減をしているところでございます。この間においては、現在ある小中学校についての14校は、そのまま維持をしてきたことも、ご案内のとおりでございます。残念ながら、維持をしまいいりましたけれども、人口減少に歯止めがかからなかったことも事実であります。

したがいまして、渡辺議員がおっしゃるように、学校があることが最善であると言い切っておりますけれども、私は本当に最善であるかどうかということは、疑問があるようにも思います。一助であることは間違いないかもしれませんが、しかし、最善であるとは、私は考えておりません。

9月の定例会でも申し上げましたけれども、少人数クラス、1人、2人のクラスに子どもを預けることが子どもの教育環境上いいかどうか、本当に子を持つ親は真剣に考え、このことは子どもに対して不幸であると。したがって、私は町外に行きたいと、こういうことも考えている人がいると。私も9月に、そのことを申し上げました。このことも事実であると思います。

それと、今ある小学校を今あるまま残さない、ということですが、これはできません。したがいまして、申し上げたいと思いますが、ご案内のとおり、9月の定例会において、身延小学校と豊岡小学校の統合について、私どもが条例の改正を提案し、議場において議決をいただきました。したがいまして、今のまま残すことはできませんので、ご理解をいただかなければなりません。

当然、ご存じだと思いますけれども、議決とは反対の意見を表明した議員さんであっても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があった時点から成立した議決に従ってもらうのが当然であると思いますので、申し添えさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

このまま、なんにもしないでしたら、人口、さっき言ったように、ある住民がおっしゃったように、負に向かってカウントダウンをしている。そして、将来は、この身延町中で1つの中学校、2つの小学校になってしまう。数からいったら、そういうふうになってしまう。なんにもしなければ、そうですね。だけど、そんなふうにさせていいんでしょうか。そこを私は問いたいというふうに思っているんですね。さっき、人口が減ったと話がありました。いかに人口が減らないようにするか、いかに住民の皆さんに住んでいてよかったと思ってもらえるような町をつくるか。そのために、これまで以上の努力をしないと、学校がいくらあっても、子どもがいなくなってしまうたら、そのままですよ。存続はできないですよ。でも、少なくとも学校があることによって、若い人たちは帰ってくる可能性があるではないですか。

一方ではそういう、どうしたら人口が増えるかということをしつつも、今ある学校は残していく努力をする、ぎりぎりまでやっぱり、学校を残す努力をしていくのが、私は町の仕事ではないか。もちろん保護者の方たち、不安がありますね。少人数でと。そういうのを、やっぱり教育委員会が主になって、どうしたら、その不安を解消していくのかということを考えていく、いろんな努力を重ねていく。そうしないと、学校がなくなってしまったところには、もう若い人たちは移り住んではくれないと思いますね。

先ほど言ったように、家を建てようと思っただけでも、学校がなくなるんだっただけで、計画を中止してしまう。いずれは、よそのところに行ってしまうということになり兼ねないと思うんですね。そういう意味では、ただ単に残しておくだけではなくて、本当に今までにない努力、決意を持って、町民の皆さんに協力していただいてやっていくという決意がないと、私はこの問題はできないと思うんですね。そういう意味での、私を含めて、みんなの決意が必要な時期ではないかというふうに思っているんです。このまま、本当に10年後には1つの中学校、2つの小学校で、そんな町に魅力があるでしょうか。町民が住んでくれるでしょうか。それを考えるときに、子どもは少なくとも、みんないきいきとした学校生活をしているし、今までの教育、素晴らしい教育をしていましたよね。

私、ある山間地の学校へ行ってきたんですけど、町外ですけども、そこは2年前に当時20人だったけれども、学校を建て替えて、今は12人です。けれども、本当に地域と一緒にあって、そしていろんな努力もしながら、子どもたちの不安、親たちの不安を解消するための努力をしながら存続をしている。そこは一時、保育園が、子どもたちがいなくて休園になったそうです。廃園ではなくて、休園になっていた。そして増えたところで再開をしたというところがあるということを知って、やっぱり行政って、本当に子どもたちのこと、地域のこと、町のことを考えたら、そこまでするのが、私は行政ではないかなというふうに思いました。

そういう意味で、私はもう、今日、本当に今、なんとかしなければ、この町の存続に関わる問題、そして、この学校の統廃合の問題は、大きな問題なんだということで、町民みんなで考えていくべき、そのためにやっぱり私たちが決意をして、町民の皆さんに働きかけて、知恵や力をいただきながら、解決していかねばいけない問題だという決意を込めて、この質問をしています。そういう意味では、その思いは分かっていたきたい。そして、そのために、その負の目標に向かってカウントダウンを始めるのではなくて、住んでいてよかったと思えるような、みんながそういうふうに思えるような、そして子どもたちに帰っておいでといえるような、そんな町にしていきたいという思いで、質問をしているんですけども。先ほどの再質問な

んですけども、そういう思い、議員の皆さんもそうだし、行政の方たち、みんなそういう思い、住んでいてよかったと思える町をつくりたいという思いでは、一緒だと思うんですね。そういうのを、やっぱり、今、なんとか形にしていけないと、手遅れになったら困るという思いで質問をしているんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

当然、過去においても今後も人口が減る町を、私は希望しておりません。人口が減らないように、一生懸命、頑張りましょうとあって、議会の皆さんにもお知恵をいただいて、町民の皆さんにもお知恵をいただいて、私ども職員も全員が知恵を出し合って頑張っていることも事実であります。そして、私どもが皆さんにお諮りをいたしました。身延中学校と下山中学校の合併についても、昨日、ご議決をいただいたとおり、議会の皆さんの多数の賛成をいただいて、町民の代表の皆さんが、それは合併することがいいよと、こういうことで、ご同意をいただいたところでございますので、その点を含めて、ご理解をいただきたいと思っております。決して、人口を減らせるために、私ども考えているわけでもなんでもございません。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは、もちろんそうだと思いますよ。そうではなければ困りますから。だけど、今まで頑張ってきたけれども、減っているのが現実ではないですか。そうしたら、今までと違ったやり方を、ここで考えていかないと、ますます減っていくのではないですか。もう本当に、私、危機的な状況だと思っているんですね。そういう意味で、さっきもプロジェクトって提案をしましたが、そういうものを全部含めて、どうしたらそういう町になるのか、どうしたら人口減少を食い止めることができるのかということは今ここで考えていかないと、今まで努力していたのは認めます。本当に、この困難なこういう地形の中、お金がない中で努力をしてきたことは認めますけれども、でも現実にどんどん減っている。では、もっと違う方向を考えなければいけないのではないかと。今、そこを考えないと、私は手遅れになるのではないかとという熱い思いで質問をしているんです。

もちろん、今まで、人口減少させるためにやってきたなんて思っている人は誰もいないし、頑張ってきたことは認めますけども、これまでと違う方法を、今、考えていくべきではないかというお話をしているんですけど、それについてはどうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

その今までと違った問題の中の1つとして、学校を統合してはいけないというように言っているように思いますが、これも昨日、可決をしていただいたことでございますので、その点もご理解をいただかなければならないと思っております。

あとにつきましては、私も常々、申し上げておりますとおり、若い人たちがおおぜい来るように、通勤圏が静岡まで30分で行けるようになるために、中部横断自動車道も考えていかなければならない。勤め口も考えていかなければならない。しかし残念なことに、今の経済状況

の中で、下山でも企業が、ぜひ勘弁していただかなければならないなというような状況にも追い込まれている部分がございますけれども、一生懸命、それらについても、なんとか若者が住めるように考えていきたいなと、こういうようにも思っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

言っている意味が分かっていただけないのかなというふうに思いますけども、では、町長は人口減少の原因はなんだとお考えでしょうかね。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私が言うまでもなく分かっていると思いますから、これはすべて言いませんけれども、問題はこの町で生活することができれば減少はしないと、私は思います。したがって、この町で生活ができるように、この町に住んで、この町で生活ができるようなまちづくり、このために頑張っているところでもございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

暮らしていくのが大変、そういうことで、だんだん少なくなっていく。そうしたら、ではどうしたら暮らしやすい町になるかということ、今までやってきたんだと思うんですね。いろんな問題、解決してきた問題、ありますよね。だけど、それだけでは足りないということではないですか。それでも歯止めがかからなくて、どんどん減ってってしまうというのは、努力はしているけど、それでもなおかつ、どんどん減ってしまっている。どこに原因があるんだろうかということの分析ですね。いろいろあると思いますよ。いろいろあると思いますけども、そういう、さっき言ったプロジェクトを立ち上げて、どういうところにきちんとした原因があるのかを分析をして、では何をすればいいのか、何をすれば町民の皆さん、この町にいてもらえるのか。新しい人たちが来てくれるのか。そういうことを、私は大事に考えれば、今みたいな現象というのはないと思うし、これまでやってきた努力、それにプラス、もっと違うものを付け加える時期だというふうに思っているんですけど、町長は今までと同じように、いろいろな努力をしてきたから、今後ともそれを続けるというお考えなんですけども、それで果たして、人口減少の歯止めがかかるとお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私もこの間の当初のお話でもお願いしましたが、こういう厳しいときでございますから、行政だけがすべてではございません。町民の皆さんがいかにして、自分が町に対して何ができるかと、そういうことを考えていただかなければならない時期だろうと、こういうように思います。反問権がございませんから、いろいろ申し上げられませんが、学校の問題はいつも、その話になりますけども、私も学校の統合のときに立ち会った経緯がございます。そのときに、

皆さん方で泣きの涙で合併をしたとかということをよく言われましたけども、PTA全戸を私歩きました。そうしたら来てくれてよかった、本当の話をしてくれて、聞きに来てくれてよかった。こんな小さな学校ですと、子どもが非常に不幸になるから、私どもは町を出て行く。それから、まだ外にいる人たちが家の近く、実家は学校の近くにあるんだから、今度、子どもが学校へ入るんだから、そこへ入ったらどうですかという話もしにもあがりました。しかし、そのときに、2人や3人の子どもですと子どもの教育環境がいけないと。したがって、私は町へは入りません。学校があっても入りません。地域へは帰りませんと、こういうことがございまして、学校の問題は地域の人たちの問題かもしれませんが、少なくとも学校というのは、子どもの問題だろうと思いますので、その点もよくご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん子どもが主体ですから、子どものことを第一に考えています。

それと、先ほど町長は町民が自分に何ができるかというふうにおっしゃったんですけども、もちろん、こういう状況の世の中ですから、町民の皆さんにもいろんな面で協働して働いていただく、そういうことは大切だと思います。でも、町として、きちんとやることをやって、そして、やっぱり皆さん、いかがですか、協力してもらえますかということをしていかないと、町民の皆さんは動いていただけないんじゃないかと思います。

そういう意味では、もちろん町として協働していく場面、これからたくさんあるし、今もあります。ただ何もやっぱり、その中で一方的に押し付けるということではなくて、どういう町をつくっていくのかということも含めて、皆さんと一緒に考える中で、皆さんに担ってもらうもの、町ができること、そして今、できること、将来的にできること、そういうことをきちんと分けて考えないと、ただ単に住民の皆さんに協力をしてといっても、私は無理ではないかなというふうに思います。

これ以上、平行線ですので、4番目にいきます。

学校統廃合が予定された地域では、住民がいろんなことを心配しています。最も深刻な問題は、人口減少に歯止めをかけることができないことです。教育にかける予算を削って、この町の財政の支出を抑えようとしているようですが、学校を少なくしてしまう方法では、町が疲弊してしまうだけだと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

いくら教育予算といえども、他の予算と同じでございます。したがって、当然のことながら、無駄や必要性の低いものの支出はしない。これが基本でございますから、その点をご理解いただきたいと思います。

そして、なんか学校を統合して財政を立て直す、こういうふうに考えていくというようなことですが、こんなことは一言も考えておりません。誤解でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。私は就任以来、小中学校を減らして財政を立て直す、そんなことは一言も言ったことはございません。誤解でございますので、ご理解をいただきたいと思

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

予算を見ていただければ分かるとおり、そういう方向になっていることも事実でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。これ以上、話をしても時間がなくなって、また平行線ですので。1番は、これで終了いたします。2番です。

国民健康保険税の引き下げと予防活動についてということで、まず1点目。今回の町議選に先立ちまして、私たち日本共産党では、町民アンケートを実施して、結果は各ご家庭にお配りをしています。その中で、町民の要望として一番多かったものは国民健康保険税や介護保険料を引き下げてほしいというものでした。

今、20年度の決算で見えますと、1世帯当たり10万円の基金があります。この基金、やっぱり住民の皆さん、この暮らしが大変なときに、本当に保険税を払うのが大変だ、もちろん減額免除の法定減免とか、それから今、リストラで仕事を失ったというような、国からの減免はもちろんあります。だけど、そうではなくて、一生懸命働いて、国保はもともと自営業者とか無職の方だとか、そういう低所得者が多い保険制度ですよね。そういう中で、皆さん、保険証がないと困るということで、頑張っただけで払っていらっしゃいますけども、なかなか負担が大変だ、払いきれない、そういう声があるのも事実です。そういう意味では1軒10万円ある基金、これを、せめて1万円取り崩すということができないものではないでしょうか。そして住民の皆さんの負担を軽くする、そういうことができないものかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この質問でございますけれども、基金を取り崩して安くしなさいと、その方法はないかということでございますけれども、9月の定例会でも説明をさせていただきましたが、基金というのは、ご承知だと思いますけれども、財政調整基金がこれに繰り入れることができる金でございます。そうして、なんか一般会計全部の中の基金をおっしゃっているようですけれども、一般会計から、すべて出すということは、これは法的にできません。したがって、財政調整基金から繰り入れる、このことができるわけですから、この点について、説明を申し上げたいと思います。

その前に、私どもの町は今、すでに今年度の4月に改定をさせていただいたところでもございます。そして、そのときにも議論になりましたけれども、国の指導も受けなければならないというような事態に陥っていることも事実でございます。そうして、9月の定例会の中でお話を申し上げましたけれども、20年度の決算を見ていきますと、すでに9,419万8千円の基金を取り崩して、そして国保を賄っているわけなんです。その点もご理解をいただかなければならないと思います。そして、今、国はどの程度の基金を持っているのが普通だよと、このくらいないと、何かあったときに困りますよといひまして、それは要するに、1カ月にかかる療養費の3カ月分ぐらいは、持っていなさいということがいわれております。そうしますと、

1カ月が9,400万円ちょっとかかりますので、3を掛ければ、ご案内のとおり2億8千何百万円になるわけですね。ところが、今現在、20年末で、基金がいくらあるかといいますと、2億7,300万円しかないんですね。すでに、その時点で、今の3カ月分の国の指導を下回っていると。今年度はまだ中途ですから、いくらぐらい基金を取り崩しての決算になるかは定かではありませんけども、4月に改定をしていただいたんですが、基金を取り崩さなければ、やっぱり難しいのではないだろうかというようなことを考えますと、ここでまだ、基金を取り崩してというようなことには、大変難しい部分もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

担当の課長とも話をして、そういう国の指導があるということも伺っています。国は最初、5%ということで、過去3年間の保険給付費の平均年額の5%という、その次は2.5%、だんだん指導の、これくらい基金を保有しなければいけないという指導は変わってきているんですね。最近は、こういう経済事情があるものですから、なかなか、今、ある基金を、普通の家もそうだと思うんですけど、今、生活が大変なときに貯金をする家はないですね。その生活に充てるというところで、だから、ほかの市町村を見ても、2億7千万円も保有、小さな町で貯め込んでいるところはありません。これはもちろん、担当としたら、あればあっただけ、それは安心ですよ。貯金というのは、そうです。けども、この住民の皆さんが払うのが大変だ、とても払えない、今朝も「無保険の高校生1万人」と山日の一面に出ていましたけども、子どもたちの保険証まで行き渡らない。そして、国がみるにみかけて15歳以下は、今年の4月には、子どもたちの保険証は出るようになりましたけども、短期証ですけども、今度は高校生まで。こういう親の生活実態がある中で、そして住民の皆さんがこれを、基金を取り崩して安くしてほしいという思いがたくさんある中で、やっぱりこれは、昔はそういう指導があったと思うんですけども、この国保の事業というのは自治事務に移行したんですね。だから、そういう指導はあるけれども、裁量、その自治体がどのくらいもつのかというのは、個別の対応は市町村の裁量に任せる、託すという、国ではそういうふうに言っているんです。だから、ほかの市町村を見ても、町民の皆さんにやっぱり高い国保税を課すよりも、国保基金を引き下げて、保険料を安くするというところにまわしているから、みんなどこも少ないと思うんですね。そういう意味で、あればあったでこしたことはないけども、住民の皆さんの生活実態を考えて、ここは町長の決断を、私は下していただきたいという思いで、この質問をしたんですけども、これに対して、あくまで国の方針どおりと。裁量に任せるということはあるけれども、あくまでも指導に従って、3億円、今、2億7千万円あるけれども、これを維持するというところで、理解してよろしいんでしょうか。答弁を。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君、1時間をオーバーしております。

○13番議員（渡辺文子君）

では、最後に答弁を。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほども申し上げましたとおり、すでに基金を9,400万円、取り崩しているわけです。そうしますと、今、2億7千万円ありますけれども、割ってもらえば、これは今年度の4月1日ですから、今年の部分を取り崩していかなければならないというような部分を考えますと、まさに取り崩して、住民の皆さんの国保税を下げていくと、こういうご理解もいただけるのではないかとこのように思います。

今年は、まだ中途ですから分かりませんが、いずれにしても、今年も取り崩さなければ決算がうてないだろうと思いますし、4月1日に改定をされました。少なくとも改定は2年に1回というように決められておりますので、また2年経たなければなりませんので、少なくとも2年間は国保の会計がもてるような範囲も、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

時間をオーバーしております。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

全部、取り崩せと言っているのではなくて、1世帯10万円ある、せめて10分の1、1万円取り崩してほしいということを行っています。

以上をもって、質問を終わります。オーバーして、申し訳ありません。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

食事の時間になりましたが、議事が進まないで、このまま進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

それでは、このまま議事を進めます。

本日、町長から追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第124号 財産の取得について

同意第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、2件を上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第124号、同意第11号について、町長。

○町長(望月仁司君)

追加の案件を提出させていただきます。

議案第124号 財産の取得について

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 公共施設用地上デジタル放送対応液晶テレビほか

2. 物品名および数量 テレビ74台(52V型9台 32V型26台 26V型9台 20V型30台)、DVDプレーヤー15台、テレビスタンド13台、テレビアンテナ5基、ブースター22基

3. 購入金額 736万4,832円

4. 購入先 南巨摩郡身延町身延3709番地

有限会社山田電気商会 代表取締役 山田哲夫

平成21年12月17日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

地上デジタル放送に対応するため、公共施設内のテレビの機種を更新するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由であります。

続いて、同意第11号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成21年12月17日 提出

身延町長 望月仁司

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町下部990番地

氏 名 依田武司

生年月日 昭和18年7月10日生まれ

提案理由

平成22年3月31日に、依田武司委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。
これが、この議案を提出する理由であります。

以上であります。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、追加提出議案の詳細説明を求めます。

議案第124号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第124号 財産の取得について、詳細説明をさせていただきます。

本議案は平成21年度の国の経済対策、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で、公共施設用の地上デジタル放送対応テレビ等を購入するものでございます。

地上デジタル放送はすでに放送を開始しておりますが、2011年7月24日までは、現行のアナログ放送を終了し、デジタル対応以外のテレビは使用できなくなります。このため公共施設のテレビ等を買替える必要があることから、6月の議会でご議決いただいたところでございます。

それでは、次のページの関係資料をご覧ください。

買い入れる財産の種類でございますが、公共施設用地上デジタル放送対応液晶テレビほかでございます。

見積もり依頼通知日につきましては、平成21年11月17日。

見積もり提出日は、平成21年12月8日であります。

予定価格については、消費税を含みますが986万3千円であり、見積もり業者については山梨県電気商業組合に加盟している町内業者と、それから身延町に指名参加願いの物品が登録されている業者でございます。有限会社 富士川電気商会、笠井ラジオ店、有限会社 山田電気商会、それから望月電気商会、木内電器サービス、今村テレビの6業者で、見積もり金額等は、ご覧のとおりでございます。

開札日につきましては、平成21年12月8日。開札場所は、身延町の役場であります。

落札者は有限会社 山田電気商会で、仮契約金額は736万4,832円であります。

なお、納入期限は平成22年2月18日で、納入場所については役場庁舎および公民館や保育所等でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

なお、同意第11号につきましては、人事案件ですので詳細説明は省略をいたします。

以上で、詳細説明は終了いたしました。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきたいと思います。

議案第124号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

納入場所の件ですけど、これをあとで、できたら一覧にさせていただいて、手元へいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

あとで、用紙でということでもいいですか。

（はい。の声）

ほかにもございますか。

（なし）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第11号につきましては、人事案件でございます。

質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第11号につきましては、質疑・討論を省略することに決定をいたしました。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第124号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第124号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第124号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第11号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

全員起立であります。

よって、同意第11号 人権擁護委員の推薦については、山梨県南巨摩郡身延町下部990番地、依田武司氏、昭和18年7月10日生まれに同意することに決定いたしました。

本日、議員提出案件の追加案件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第6として議題としたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第6として、議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第6 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

発議第3号 身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置について

発議1件を上程いたします。

追加日程第7 追加提出議案の趣旨説明を行います。

発議第3号の提出者であります、穂坂英勝君より説明をお願いいたします。

○14番議員(穂坂英勝君)

発議第3号について、提案の説明をさせていただきます。

発議第3号

平成21年12月17日

身延町議会議長 望月広喜殿

提出者

身延町議会議員 穂坂英勝

賛成者

〃 伊藤文雄

〃 川口福三

〃 渡辺文子

〃 日向英明

〃 福与三郎

〃 芦澤健拓

身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出する。

提案理由

地方分権の時代を迎え、どのような町議会像が理想的であるかを探り、議会改革や議会活性化策について、調査検討を行うための特別委員会を設置したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

なお、趣旨記載がございませんけども、補足の意味で、口頭で申し上げます。

ご承知のとおり、現在、政権交代にみられる日本政治の転換の中で、地方議会改革の波が全国に広がっております。その目標の基本は、地方自治体の自律にあります。自己決定・自己責任を持つ自治体をつくらうということであり、

そうした中で、議会は特に財政に強く、住民の目線に立った政策を論議でき、さらに政策立案策定機能を有する必要があります。住民に求められる議会にするための調査・検討をするものであります。

身延町議会活性化等調査検討特別委員会設置に関する議決。裏面に記さしてあります。

次のとおり、身延町議会活性化等調査検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 身延町議会活性化等調査検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条および身延町議会委員会条例第5条
3. 目 的 1、議会の活性化策の調査検討
2、議会基本条例の制定に向けた調査検討
4. 委員の定数 7人

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

ご苦労さまでした。

追加提出議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第3号については議員提出案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号につきましては質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

追加日程第8 追加提出議案に対する採決を行います。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第3号 身延町議会活性化等調査検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま、可決されました身延町議会活性化等調査検討特別委員会委員につきましては、議長の指名推選としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、身延町議会活性化等調査検討特別委員会につきましては、議長の指名推選にすることに決定いたしました。

それでは、特別委員会委員を指名いたします。

穂坂英勝君、伊藤文雄君、川口福三君、渡辺文子君、日向英明君、福与三郎君、芦澤健拓君。

以上、7人を身延町議会活性化等調査検討特別委員会委員に推薦することに決定をいたしました。

次に正副委員長を互選により選出していただきたいと思っておりますので、特別委員会の方は議員控入室において、選出をお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が選出されましたら、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は12時15分といたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後12時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

それでは、ただいま特別委員会の正副委員長を選出していただきましたので、報告させていただきます。

委員長に穂坂英勝君、副委員長に芦澤健拓君を選出することに決定いたしました。

これで、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変、お疲れさまでございました。

平成21年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る14日に開催をされ、本日までの4日間、新望月議長のもと、私どもの提案に関わる諸議案について、去る10月25日の町議会議員選挙後、初の定例会になりましたが、ご熱心に、しかも真摯にご審議をいただき、ただいますべての議案につきまして、原案どおりご議決・ご同意をいただく中で、閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に心から敬意を表し、御礼を申し上げたいと存じます。

また、ただいまは身延町議会活性化等調査検討特別委員会が設置をされました。高い目標に向かって、さらなる研鑽を積まれる、そのことが住民の福祉向上につながるものと大きな期待を寄せているところでもございます。また、先ほど提案者であります穂坂委員長からお話がありましたように、私どもと議会、双方が直接、住民に対して責任を負う基になるだろうということも期待をしているところでもございます。

なお、会期中、議員の皆さんから賜りましたご意見・ご要望につきましては、これを慎重に検討してまいりながら、今後の町政運営に遺憾なきよう努力してまいりますので、変わらぬご指導をお願い申し上げます。

いよいよ今年も残り少なくなり、寒さが日ごとに厳しくなる時期になってまいりました。議員の皆さまには、お体には十分お気をつけていただいて、ますますのご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（望月広喜君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

寒さもいよいよ厳しくなりますが、各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また町民の皆さま、議員ならびに町長はじめ、執行部の皆さまには無事に越年され、希望に溢れる新年を迎えられますようお祈り申し上げて、平成21年身延町議会第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時20分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上